

令和 3 年 3 月
浜田市議会定例会議議案

令和 3 年 2 月 24 日

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 5 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について
- 議案第 11 号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について
- 議案第 12 号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第 13 号 浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について
- 議案第 15 号 浜田市浜田城資料館条例の制定について
- 議案第 16 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
- 議案第 20 号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）
- 議案第 26 号 市道路線の認定について（三隅 171 号線）
- 議案第 27 号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 28 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 29 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 30 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 31 号 令和 2 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 33 号 令和 2 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 34 号 令和 2 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 35 号 令和 3 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 36 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 37 号 令和 3 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 38 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 39 号 令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 40 号 令和 3 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 41 号 令和 3 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 42 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 43 号 令和 3 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 44 号 令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 5 号

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例

浜田市防災行政無線施設条例（平成 18 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」を「別表」に改め、同条各号を削る。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

浜田市ふるさと寄附条例（平成 20 年浜田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 高齢者福祉及び障がい者福祉並びに地域医療の充実に関する事業

(4) 青少年の健全育成及び子どもを安心して産み育てる環境づくりに関する事業

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 農林水産業等の地域産業の振興に関する事業

第 4 条第 2 項中「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市ふるさと寄附条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附の申出を受け付けた寄附金について適用し、施行日前に寄附の申出を受け付けた寄附金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に寄附の申出を受け付けた寄附金のうち、その用途が次の各号に掲げる事業に指定されているものについては、施行日以後は、当該各号に定める事業に指定されたものとみなす。

(1) この条例による改正前の浜田市ふるさと寄附条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 3 号の事業 新条例第 2 条第 3 号の事業

(2) 旧条例第 2 条第 4 号の事業 新条例第 2 条第 4 号の事業

(3) 旧条例第 2 条第 5 号の事業 新条例第 2 条第 6 号の事業

議案第 7 号

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例

浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 金城路線の部雲城久佐美又線の項中「月曜日から土曜日まで」を「火曜日、木曜日及び土曜日」に改め、同部雲城今福線の項を削り、同表旭路線の部木田線の項中「土曜日」を「金曜日」に改め、同部戸川線の項中「石見今市」を「まんてん前」に改め、同部瑞穂線の項中「旭小学校」を「まんてん前」に、「土曜日」を「金曜日」に改め、同表三隅路線の部地区連絡線の款諸谷平原線の項中「から諸谷」の次に「及び三隅支所」を加え、「三隅支所まで」を「消防署まで」に改め、同款白砂西河内線の項中「三保三隅駅」の次に「及び三隅支所」を加え、「三隅支所まで」を「消防署まで」に改め、同款井野室谷線の項中「上室谷集会所」の次に「及び三隅支所」を加え、「三隅支所まで」を「消防署まで」に改め、同款平原森溝線の項中「から森溝」の次に「及び三隅支所」を加え、「三隅支所まで」を「消防署まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表浜田准看護学校学生修学資金の項を次のように改める。

浜田市 看護学 校等学 生修学 資金	市内における看護 師及び准看護師の 確保を図るため、 浜田医療センター 附属看護学校又は 浜田准看護学校 （以下この項にお いて「看護学校等」 という。）の学生の うち、将来市内の 医療機関、福祉施 設又は介護施設 （以下この項にお いて「医療機関等」 という。）において 看護に携わる職 （以下この項にお いて「看護職」と いう。）に従事しよ うとするものに対 して、3 年間を超 えない期間貸し付 けた資金	1 修学資金の貸付けを受けた者（以 下この項及び次項において「被貸与 者」という。）が、看護学校等を卒 業した日から 1 年（疾病、負傷その 他のやむを得ない事由（以下この項 において「疾病等の事由」という。） があるため看護師又は准看護師の 免許（以下この項において「免許」 という。）を取得することができな いと認められる場合には、当該疾病 等の事由がなくなった日から 1 年） 以内に免許を取得し、直ちに（看護 学校等を卒業した後他の看護職に 従事する者を養成する学校又は養 成所（以下この項において「他種の 養成施設」という。）に進学した場 合又は疾病等の事由があると認め られる場合には、当該他種の養成施 設を卒業した後又は当該疾病等の 事由がなくなった後直ちに）市内の 医療機関等において看護職に就い た場合で、引き続いて、修学資金の 貸付けを受けた期間の 2 倍に相当 する期間（疾病等の事由があるため 看護職に従事することができない と認められる期間がある場合の当 該期間を含む。）以上の期間看護職 に従事したとき。	債務 の全 部
--------------------------------	---	---	---------------

		2 被貸与者が、死亡したとき、又は心身に重度の障がいをもつこととなったことにより修学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
--	--	---	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに貸し付けた浜田准看護学校学生修学資金のうち、その返還が完了していないもの又は免除されていないものについては、同条例による改正前の浜田市貸付金の返還債務の免除に関する条例第 2 条の表浜田准看護学校学生修学資金の項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

議案第 9 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 63 号を同条第 69 号とし、同条第 62 号中「別表第 17」を「別表第 23」に改め、同号を同条第 68 号とし、同条第 61 号中「別表第 16」を「別表第 22」に改め、同号を同条第 67 号とし、同条第 60 号中「別表第 15」を「別表第 21」に改め、同号を同条第 66 号とし、同条第 59 号中「別表第 14」を「別表第 20」に改め、同号を同条第 65 号とし、同条中第 58 号を第 64 号とし、第 57 号を第 63 号とし、同条第 56 号中「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に、「別表第 13」を「別表第 19」に改め、同号を同条第 62 号とし、同条第 55 号中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同号を同条第 61 号とし、同条第 54 号中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「別表第 12」を「別表第 18」に改め、同号を同条第 60 号とし、同条第 53 号中「（平成 27 年法律第 53 号）第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 55 号」を「第 61 号」に、「別表第 11」を「別表第 17」に、「別表第 12」を「別表第 18」に改め、同号を同条第 59 号とし、同条中第 52 号の次に次の 6 号を加える。

(53) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 11 のとおり

に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

第 12 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（次号から第 58 号まで及び別表第 11 から別表第 15 までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（次号から第 56 号まで及び第 58 号並びに別表第 11 から別表第 14 までにおいて「適合性判定」という。）手数料

(54) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 12 のとおり

に関する法律第 12 条第 2 項の規定による計画の変更の適合性判定手数料

(55) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 13 のとおり

に関する法律第 13 条第 2 項の規定による計画の適合性判定手数料

- (56) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 14 のとおり
に関する法律第 13 条第 3 項の規定による
計画の変更の適合性判定手数料
- (57) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 15 のとおり
に関する法律施行規則（平成 28 年国土
交通省令第 5 号）第 11 条の規定による
計画の変更が同令第 3 条の軽微な変更
（別表第 15 において「軽微な変更」と
いう。）に該当していることを証する書
面の交付（別表第 15 において「書面の
交付」という。）手数料
- (58) 建築物のエネルギー消費性能の向上 別表第 16 のとおり
に関する法律第 12 条第 1 項又は第 13
条第 2 項の規定による計画の適合性判
定（法第 25 条第 1 項若しくは第 35 条
第 8 項（法第 36 条第 2 項において準用
する場合を含む。）又は都市の低炭素化
の促進に関する法律第 10 条第 9 項若し
しくは第 54 条第 8 項の規定により適合性
判定通知書の交付を受けたものとみな
される場合を含む。）を受けた場合にお
ける建築基準法第 7 条第 1 項に基づく
完了検査又は同法第 18 条第 16 項の通
知に対する完了検査手数料

第 3 条中「前条第 57 号」を「前条第 63 号」に、「同条第 58 号」を「同条第 64 号」に、「同条第 63 号」を「同条第 69 号」に改める。

第 4 条中「第 2 条第 57 号及び第 63 号」を「第 2 条第 63 号及び第 69 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 33 号まで」の次に「及び第 55 号から第 58 号まで」を加える。

附則第 4 項中「第 2 条第 1 号又は第 63 号」を「第 2 条第 1 号又は第 69 号」に改める。

別表第 9 第 3 項第 2 号中「及び別表第 13」を「、別表第 17 及び別表第 19」に改め、同項第 3 号ア中「以内」を「未満」に改め、同号イ中「を超え」を

「以上」に、「372,000 円」を「303,000 円」に、「25,900 円」を「17,500 円」に改め、同表第 4 項第 1 号中「以内」を「未満」に改め、同項第 2 号中「を超え」を「以上」に、「372,000 円」を「303,000 円」に、「25,900 円」を「17,500 円」に改める。

別表第 10 第 3 項第 4 号ア中「以内」を「未満」に改め、同号イ中「を超え」を「以上」に、「372,000 円」を「303,000 円」に、「25,900 円」を「17,500 円」に改め、同表第 4 項第 1 号中「以内」を「未満」に改め、同項第 2 号中「を超え」を「以上」に、「372,000 円」を「303,000 円」に、「25,900 円」を「17,500 円」に改める。

別表第 17 を別表第 23 とし、別表第 14 から別表第 16 までは 6 表ずつ繰り下げる。

別表第 13 第 1 項第 1 号中「省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準」を「標準入力法等基準」に改め、同号イ中「357,000 円」を「276,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同項第 2 号中「省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準」を「モデル建物法基準」に改め、同号イ中「142,000 円」を「108,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同表を別表第 19 とする。

別表第 12 第 1 項第 1 号ア（イ）中「357,000 円」を「276,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ（イ）中「142,000 円」を「108,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同表第 2 項中「前項第 1 号又は第 2 号」を「前表第 1 項第 1 号又は第 2 号」に改め、同表を別表第 18 とする。

別表第 11 第 1 項中「第 29 条第 3 項」を「第 34 条第 3 項」に改め、同項第 1 号中「別表第 13」を「別表第 19」に改め、同号ア中「規定する基準」の次に「並びに同号ただし書に規定する方法」を加え、同号ア（ア）中「別表第 13」を「別表第 19」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同号ア（イ）中「357,000 円」を「276,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ（イ）中「142,000 円」を「108,000 円」に、「26,000 円」を「16,000 円」に改め、同号ウ中「別表第 13」を「別表第 19」に改め、同号ウ（ア）中「別表第 13」を「別表第 19」に、「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同項第 2 号中「別表第 13」を「別表第 19」に改め、同表第 2 項中「第 29 条第 3 項」を「第 34 条第 3 項」に改め、同表を別表第 17 とする。

別表第 10 の次に次の 6 表を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 11（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（別表第 12 から別表第 15 ままで及び別表第 19 において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分（以下この表から別表第 15 までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この表から別表第 16 までにおいて同じ。）を有する場合（第 3 号の場合を除く。） ア 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエ	1 件	224,000 円

エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表から別表第 19 までにおいて同じ。) の合計が 300 m²未満のもの		
イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの	1 件	276,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの	1 件	23,000 円
イ 工場等部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの	1 件	30,000 円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
2 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準（以下この表から別表第 15 まで及び別表第 19 において「モデル建物法基準」という。）を用		

いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	86,000 円
イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	108,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	19,000 円
イ 工場等部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	26,000 円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第 12（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（民間建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表及び別表第 14 において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が 300 m ² 未満のもの	1 件	224,000 円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	276,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	23,000 円
イ 工場等部分の計画の変	1 件	30,000 円

更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの		
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
2 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	86,000 円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	108,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	19,000 円
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の	1 件	26,000 円

合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの		
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第 13（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。） ア 非住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの イ 非住宅部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの (2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア 工場等部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの イ 工場等部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの (3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	224,000 円 276,000 円 23,000 円 30,000 円 前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
2 計画の適合性判定を求めようとする建築物についてモデ		

ル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件	86,000 円
イ 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1 件	108,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件	19,000 円
イ 工場等部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1 件	26,000 円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第 14（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料（公共建築物）

区分	単位	手数料の額
1 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	224,000 円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	276,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	23,000 円
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	30,000 円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規

		定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
2 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第3号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件	86,000 円
イ 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1 件	108,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	1 件	19,000 円
イ 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以内のもの	1 件	26,000 円
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前2号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第1号に規定する区分に応じた手数料の

		額を超えるときは、当該額)
--	--	---------------

別表第 15（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における軽微変更書面交付手数料

区分	単位	手数料の額
1 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合		
(1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。）		
ア 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が 300 m ² 未満のもの	1 件	224,000 円
イ 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	276,000 円
(2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。）		
ア 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	23,000 円
イ 工場等部分の軽微な変更	1 件	30,000 円

更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの (3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）
2 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合 (1) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（第 3 号の場合を除く。） ア 非住宅部分の軽微な変更更に係る部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの イ 非住宅部分の軽微な変更更に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの (2) 当該建築物が工場等部分を有する場合（次号の場合を除く。） ア 工場等部分の軽微な変更更に係る部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの イ 工場等部分の軽微な変更更に係る部分の床面積の	1 件 1 件 1 件 1 件 1 件	86,000 円 108,000 円 19,000 円 26,000 円

合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの		
(3) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	1 件	前 2 号に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の第 1 号に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

別表第 16（第 2 条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定における完了検査手数料

区分	単位	手数料の額
1 非住宅部分の床面積の合計 が 300 m ² 未満のもの	1 件	10,000 円
2 非住宅部分の床面積の合計 が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	16,000 円

議案第 10 号

浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について

浜田市高速情報通信基盤整備基金条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市高速情報通信基盤整備基金条例

(設置)

第1条 高速情報通信の基盤を整備することを目的として、浜田市高速情報通信基盤整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に計上する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第1条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 11 号

浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について

浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例

（設置）

第 1 条 公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、浜田市公共施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に計上する額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるほか、第 1 条の目的達成に必要な財源に充てることができる。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

（その他）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について

浜田市農業振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市農業振興基金条例を廃止する条例

浜田市農業振興基金条例（平成 28 年浜田市条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 浜田市農業振興基金条例第 6 条の規定にかかわらず、同条例に基づく浜田市農業振興基金は、この条例による浜田市農業振興基金条例の廃止に当たり、この条例の施行の日前において、これを処分することができる。

議案第 13 号

浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例について

浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市立図書館協議会条例等の一部を改正する条例

(浜田市立図書館協議会条例の一部改正)

第 1 条 浜田市立図書館協議会条例（平成 17 年浜田市条例第 322 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「生涯学習課」を「教育総務課」に改める。

(浜田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第 2 条 浜田市スポーツ推進審議会条例（平成 17 年浜田市条例第 323 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「生涯学習課」を「文化スポーツ課」に改める。

(浜田市資料館運営協議会条例の一部改正)

第 3 条 浜田市資料館運営協議会条例（平成 17 年浜田市条例第 324 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「文化振興課」を「文化スポーツ課」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について

浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例

浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例（平成 17 年浜田市条例第 269 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

浜田市浜田城資料館条例の制定について

浜田市浜田城資料館条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市浜田城資料館条例

浜田市浜田城資料館条例(令和元年浜田市条例第 8 号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第 1 条 浜田城をはじめ、北前船等の郷土の歴史及び文化に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保存、展示等を行い、市民の文化的向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市浜田城資料館（以下「浜田城資料館」という。）を浜田市殿町 83 番地 246 に設置する。

(事業)

第 2 条 浜田城資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査、研究及び教育普及活動に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(管理)

第 3 条 浜田城資料館の管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、浜田城資料館の管理を、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 浜田城資料館の施設、設備、資料又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 浜田城資料館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、浜田城資料館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第 5 条 浜田城資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 浜田城資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日後の直近の日曜日、土曜日及び休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、月曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後の直近の日曜日、月曜日、土曜日及び休日でない日）
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
（入館の制限）

第 7 条 指定管理者は、浜田城資料館の入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
- (2) 浜田城資料館の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) その他浜田城資料館の管理上支障があると認められるとき。
（学習室の利用許可）

第 8 条 浜田城資料館の学習室（以下「学習室」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 指定管理者は、学習室の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、第 1 項の規定により利用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。
 - (2) 学習室を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 政治目的又は宗教的活動のため利用するとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。
 - (5) その他管理上支障があると認める利用をするとき。
（学習室の利用の制限）

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受け

た利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、学習室の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

(学習室の目的外利用等の禁止)

第 10 条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に学習室を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(学習室の利用料金)

第 11 条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に前項の利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第 12 条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 14 条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 利用者は、学習室の利用を終了したとき、又は第 9 条第 1 項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した学習室を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 16 条 利用者又は入館者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しな

ければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 3 条第 2 項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、この条例による改正前の浜田市浜田城資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 11 条関係）

名称	利用料金の上限額	
学習室	1 時間につき	200 円

備考 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。

議案第 16 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表山ばと学級放課後児童クラブの項中「30 人」を「40 人」に改める。

第 3 条ただし書中「特に」を削り、「これを変更する」を「午後 6 時から午後 6 時 30 分までを、延長時間として開所する」に改め、同条第 2 号中「午前 8 時」を「午前 7 時 30 分」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、同項の開所時間及び延長時間を変更することができる。

第 4 条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項中「負担金」を「、負担金」に改め、同条第 2 項中「別表に定めるとおり」を「児童 1 人につき月額 5,000 円」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額を加算する。

(1) 第 3 条第 1 項ただし書の延長時間にクラブを利用する場合 日額 300 円（1 月につき 1,500 円を上限とする。）

(2) 土曜日にクラブを利用する場合 月額 1,500 円

(3) 夏休み期間（7 月又は 8 月）にクラブを利用する場合 月額 2,500 円
第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同一の世帯から 2 人以上の児童を入会させる場合における負担金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 最も年齢の高い児童 前項に定める負担金の額

(2) 2 番目に年齢の高い児童 前項に定める負担金の額の 2 分の 1 の額

(3) 前 2 号以外の児童 無料

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の制定について

浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 介護給付等対象サービス 法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。

(基本方針等)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の種類及び員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員の種類及び員数は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の地域包括支援センターを設置する場合

(2) 前項に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	職員の種類及び員数
おおむね 1,000 人未満	第 4 条第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第 4 条第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人 （うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

議案第 18 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 22 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 2 条中「「地方税法第 313 条第 3 項」と」の次に「、「110 万円」とあるのは「125 万円」と」を加える。

附則第 5 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た

に報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例第 16 条、第 22 条及び附則第 2 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

浜田市勤労青少年ホーム条例（平成 17 年浜田市条例第 205 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。
別表浜田市勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

議案第 20 号

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例

浜田駅関連施設条例（平成 21 年浜田市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「浅井町 777 番地 1」を「浅井町 777 番地 35」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 観光案内所

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 待合所

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 観光案内所

ア 開館時間 午前 9 時から午後 6 時まで

イ 休館日 無休

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 待合所

ア 開館時間 午前 7 時から午後 10 時まで

イ 休館日 無休

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

(浜田市集落排水施設条例の一部改正)

第 1 条 浜田市集落排水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 地方地区農業集落排水処理施設の項を削る。

(浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第 2 条 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

別表地方地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第 1 条の規定による改正前の浜田市集落排水施設条例（以下「旧集落排水条例」という。）の規定によりなされた地方地区農業集落排水処理施設に係る処分、手続その他の行為は、浜田市公共下水道条例（平成 17 年浜田市条例第 233 号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、浜田市集落排水施設条例第 12 条の規定により徴収することとされた地方地区農業集落排水処理施設の使用に係る使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金については、旧集落排水条例別表第 1 の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日の前日までに、浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例第 3 条の規定により賦課された地方地区農業集落排水処理施設の使用に係る分担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金については、第 2 条の規定による改正前の浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例別表の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

議案第 22 号

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
について

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 項、第 10 条第 4 項及び第 31 条第 4 項中「第 41 条第 1 項」を「第 42 条第 1 項」に改める。

第 34 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 41 条、第 43 条第 3 項及び第 5 項並びに第 44 条第 2 項及び第 4 項中「第 41 条第 1 項」を「第 42 条第 1 項」に改める。

第 46 条を第 47 条とし、第 45 条を第 46 条とし、第 44 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 45 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例

浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表大和屋住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同

項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 44 条第 14 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 13 号を第 14 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の浜田市火災予防条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 25 号

公有水面の埋立てについて

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり浜田漁港区域内公有水面の埋立てについて意見を求められたので、同意する旨回答することについて、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 島根県
島根県知事 丸 山 達 也
住 所 松江市殿町 1 番地

2 埋立区域

位 置 浜田市原井町 3025 番地の地先公有水面
区 域 別図のとおり
面 積 274.25 m^2

3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 浜田市原井町 3025 番地の地先公有水面
区 域 別図のとおり
面 積 $58,803.95 \text{ m}^2$

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

-5.0 岸壁（4 号岸壁）：D.L. +1.90m

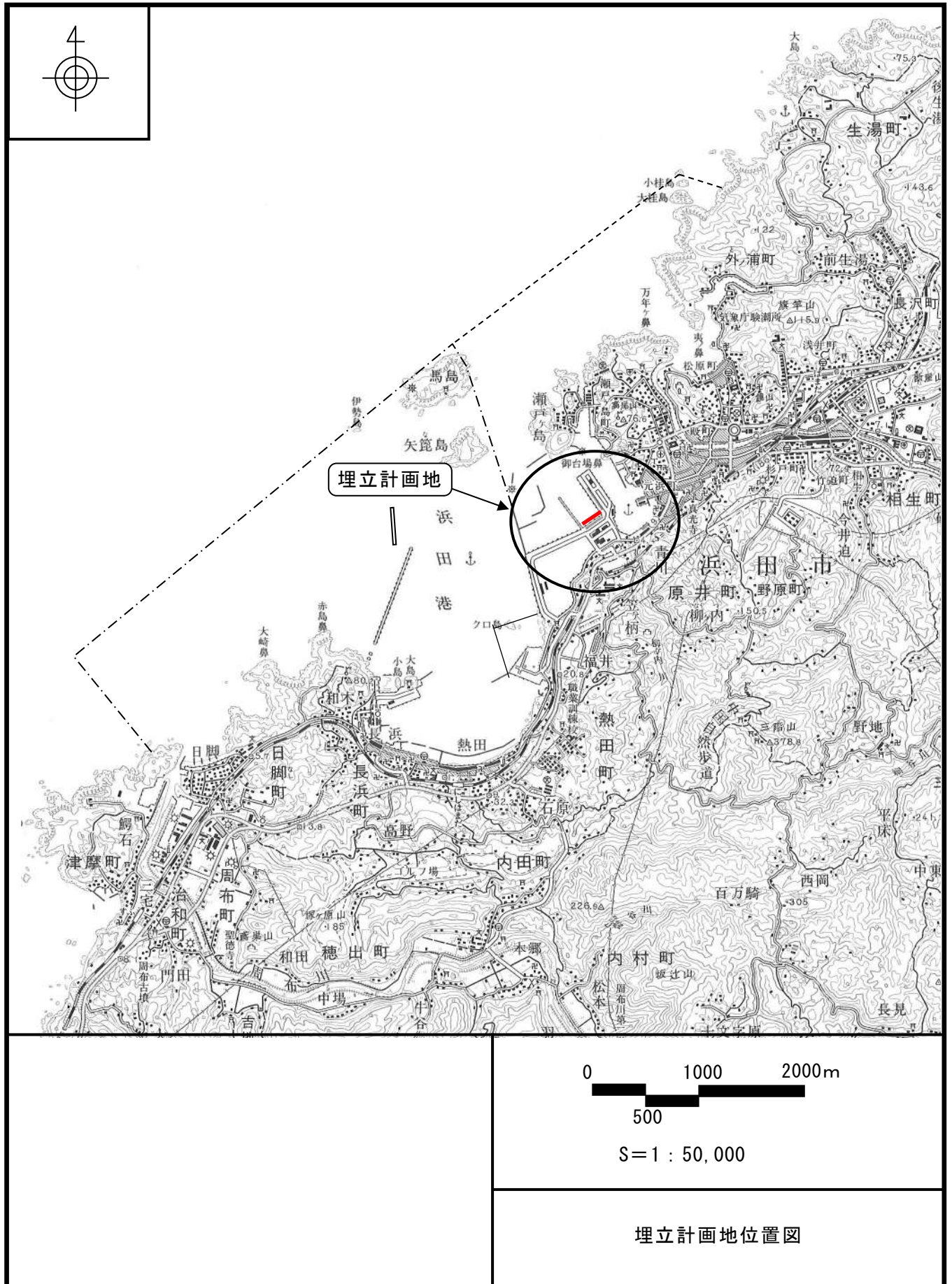
(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
-5.0 岸壁 (4 号岸壁)	岸壁	(基礎工) 基礎捨石 (本体工) 水中コンクリート (上部工) コンクリート <天端高> D.L. +1.90m

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

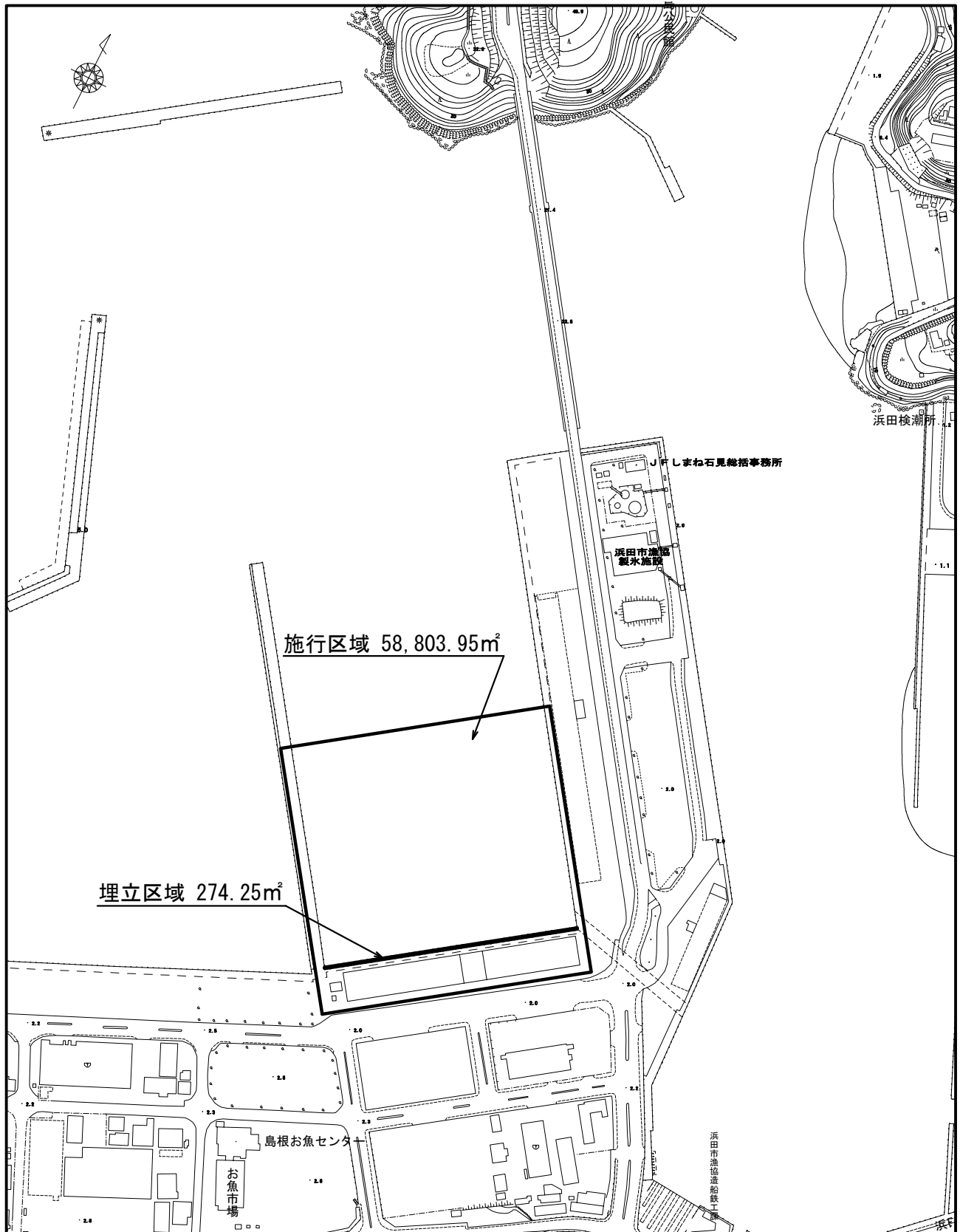
2 年

位置図



埋立て及び工事施行の区域図

S=1:5,000



議案第 26 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

市道認定路線

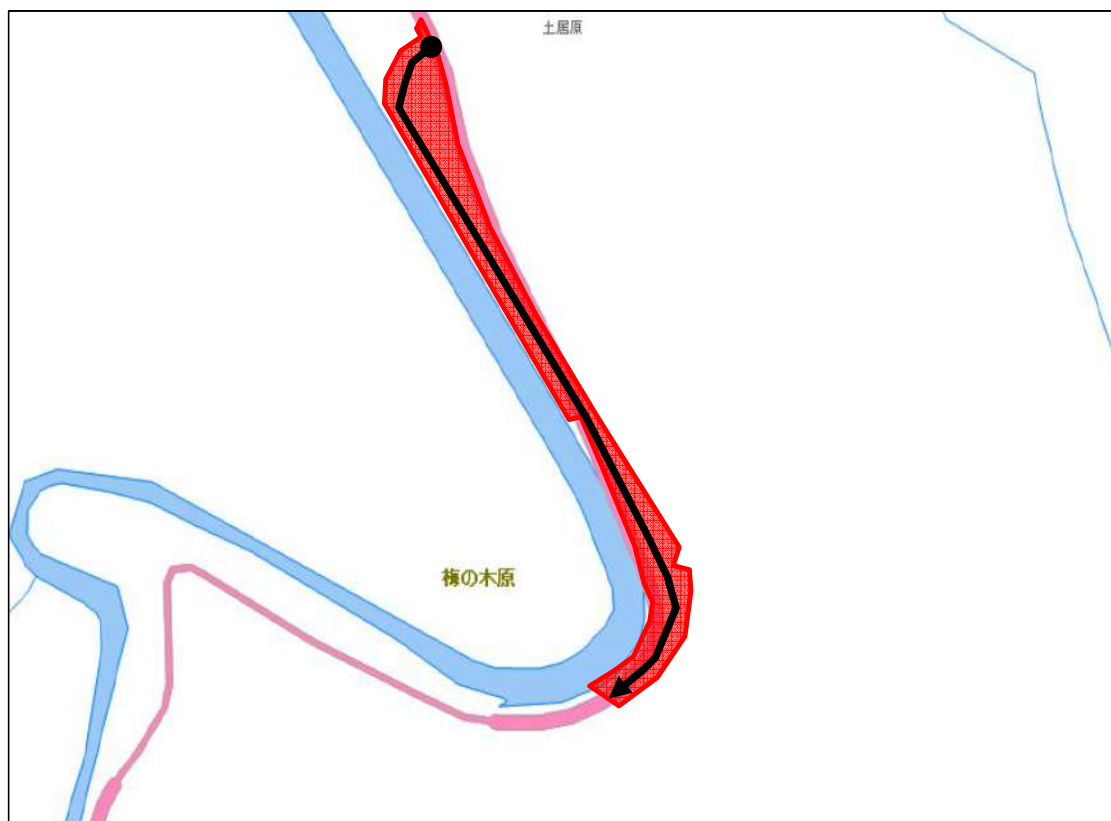
[illegible]

認 定

位置図



詳細図



議案第 27 号

浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定により、浜田市過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市過疎地域自立促進計画（変更）

都道府県名 島 根 県

市町村名 浜 田 市

区 分	変 更 前	変 更 後	備考								
2. 産業の振興		19 頁表中 6 行目に次の事業を追加します。									
		<table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(4) 地場産業の振興 流通販売施設</td><td>サービスステーション維持支 援補助事業</td><td>農 業 協 同 組 合</td></tr></table>		事業名	事業内容	事業主体	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	サービスステーション維持支 援補助事業	農 業 協 同 組 合		
		事業名		事業内容	事業主体						
(4) 地場産業の振興 流通販売施設	サービスステーション維持支 援補助事業	農 業 協 同 組 合									
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進		25 頁表中 4 行目に次の事業を追加します。									
		<table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 その他</td><td>高速情報通信基盤整備事業</td><td>浜田市</td></tr></table>		事業名	事業内容	事業主体	(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 その他	高速情報通信基盤整備事業	浜田市		
		事業名		事業内容	事業主体						
(6) 電気通信施設等 情報化のための 施設 その他	高速情報通信基盤整備事業	浜田市									
4. 生活環境の整備		28 頁表中 9 行目に次の事業を追加します。									
		<table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td rowspan="2">(2)下水処理施設 公共下水道</td><td>旭浄化センター汚泥処理施設改築事業</td><td>浜田市</td></tr><tr><td>公共ます設置事業</td><td>浜田市</td></tr></table>		事業名	事業内容	事業主体	(2)下水処理施設 公共下水道	旭浄化センター汚泥処理施設改築事業	浜田市	公共ます設置事業	浜田市
		事業名		事業内容	事業主体						
		(2)下水処理施設 公共下水道		旭浄化センター汚泥処理施設改築事業	浜田市						
公共ます設置事業	浜田市										

区 分	変 更 前	変 更 後	備考						
		28 頁表中 11 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(2)下水処理施設 農村集落排水施設</td><td>浜田八重可部線移転補償事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	浜田八重可部線移転補償事業	浜田市	
事業名	事業内容	事業主体							
(2)下水処理施設 農村集落排水施設	浜田八重可部線移転補償事業	浜田市							
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		32 頁表中 4 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</td><td>子育て世代包括支援センター整備事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	子育て世代包括支援センター整備事業	浜田市	
事業名	事業内容	事業主体							
(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	子育て世代包括支援センター整備事業	浜田市							
6. 医療の確保		34 頁表中 1 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(1)診療所 診療所</td><td>休日診療所整備事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(1)診療所 診療所	休日診療所整備事業	浜田市	
事業名	事業内容	事業主体							
(1)診療所 診療所	休日診療所整備事業	浜田市							
7. 教育の振興		37 頁表中 12 行目に次の事業を追加します。 <table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(3)集会施設、体育施設等 集会施設</td><td>地区拠点集会施設整備事業</td><td>浜田市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地区拠点集会施設整備事業	浜田市	
事業名	事業内容	事業主体							
(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地区拠点集会施設整備事業	浜田市							

区 分	変 更 前	変 更 後			備 考
		37 頁表中 20 行目に次の事業を追加します。			
		事業名	事業内容	事業主体	
		(3) 集会施設、体育 施設等 体育施設	健康増進センター改修事業	浜田市	

令和 2 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 1 1 号)

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 642,442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,157,388 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,362,226	△23,145	7,339,081
	1 市 民 税	2,757,908	47,700	2,805,608
	2 固 定 資 産 税	4,032,540	△65,580	3,966,960
	3 軽 自 動 車 税	213,814	△8,765	205,049
	4 市 た ば こ 税	354,077	3,500	357,577
13 分 担 金 及 び 負 担 金		293,410	△23,516	269,894
	1 分 担 金	54,019	△5,789	48,230
	2 負 担 金	239,391	△17,727	221,664
14 使 用 料 及 び 手 数 料		528,884	253	529,137
	1 使 用 料	346,595	1,415	348,010
	2 手 数 料	182,289	△1,162	181,127
15 国 庫 支 出 金		12,458,185	△84,360	12,373,825
	1 国 庫 負 担 金	3,549,134	△48,547	3,500,587
	2 国 庫 補 助 金	8,900,099	△35,813	8,864,286
16 県 支 出 金		2,882,013	△96,330	2,785,683
	1 県 負 担 金	1,641,954	△14,857	1,627,097
	2 県 補 助 金	1,114,738	△79,673	1,035,065
	3 県 委 託 金	125,321	△1,800	123,521
17 財 産 収 入		133,572	△4,426	129,146
	1 財 産 運 用 収 入	76,760	△712	76,048
	2 財 産 売 払 収 入	56,812	△3,714	53,098
18 寄 附 金		1,016,067	205,000	1,221,067
	1 寄 附 金	1,016,067	205,000	1,221,067
19 繰 入 金		1,877,097	769,593	2,646,690
	2 基 金 繰 入 金	1,829,389	769,593	2,598,982

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		1,174,164	△89,327	1,084,837
	3 貸 付 金 元 利 収 入	178,308	△40,179	138,129
	4 受 託 事 業 収 入	257,719	△21,209	236,510
	5 雑 入	733,108	△27,939	705,169
22 市 債		3,271,902	△11,300	3,260,602
	1 市 債	3,271,902	△11,300	3,260,602
歳 入 合 計		45,514,946	642,442	46,157,388

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		281,247	△9,805	271,442
	1 議 会 費	281,247	△9,805	271,442
2 総 務 費		12,805,042	1,504,428	14,309,470
	1 総 務 管 理 費	12,181,117	1,513,183	13,694,300
	2 徴 税 費	313,678	△4,172	309,506
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	207,137	△2,783	204,354
	5 統 計 調 査 費	47,363	△1,800	45,563
3 民 生 費		11,613,411	△213,881	11,399,530
	1 社 会 福 祉 費	6,417,368	△120,667	6,296,701
	2 児 童 福 祉 費	4,339,301	△80,835	4,258,466
	3 生 活 保 護 費	856,741	△12,379	844,362
4 衛 生 費		3,339,385	△122,366	3,217,019
	1 保 健 衛 生 費	1,983,317	△86,848	1,896,469
	2 清 掃 費	1,356,068	△35,518	1,320,550
6 農 林 水 産 業 費		2,525,035	△165,477	2,359,558
	1 農 業 費	1,550,248	△113,340	1,436,908
	2 林 業 費	295,619	△34,028	261,591
	3 水 産 業 費	679,168	△18,109	661,059
7 商 工 費		1,563,205	△326,508	1,236,697
	1 商 工 費	1,563,205	△326,508	1,236,697
8 土 木 費		2,852,268	148,475	3,000,743
	1 土 木 管 理 費	653,454	△34,692	618,762
	2 道 路 橋 梁 費	1,282,507	127,744	1,410,251
	3 河 川 費	45,975	△2,605	43,370
	5 都 市 計 画 費	663,581	59,927	723,508

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住 宅 費	206,350	△1,899	204,451
9 消 防 費		1,362,939	△9,330	1,353,609
	1 消 防 費	1,362,939	△9,330	1,353,609
10 教 育 費		3,395,197	△156,343	3,238,854
	1 教 育 総 務 費	1,031,550	△92,850	938,700
	2 小 学 校 費	212,666	△14,465	198,201
	3 中 学 校 費	135,216	△4,150	131,066
	5 社 会 教 育 費	1,095,319	△13,398	1,081,921
	6 保 健 体 育 費	593,288	△31,480	561,808
11 災 害 復 旧 費		224,039	△6,751	217,288
	1 農林水産業施設災害復旧費	97,462	△6,751	90,711
歳 出 合 計		45,514,946	642,442	46,157,388

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策学生支援事業	千円 3,000
02 総務費	01 総務管理費	高速情報通信基盤整備事業(国補正分)	1,709,680
06 農林水産業費	01 農業費	第三セクター等清算支援事業	5,000
06 農林水産業費	01 農業費	農業水路等長寿命化防災減災事業	30,265
08 土木費	05 都市計画費	公園施設長寿命化対策支援事業(国補正分)	58,800
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	2 年農地災害復旧費	3,781
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	2 年農業用施設災害復旧費	4,997
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	2 年林業施設災害復旧費	51,019

(変 更)

款	項	事業名	補正前額	補正後額
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	千円 190,700	千円 222,200

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
C A T V 整 備 事 業	千円 216,500	千円 198,700
庁 舎 整 備 事 業	221,600	203,000
過 疎 地 域 自 立 促 進 特 別 事 業	183,400	210,700
福 祉 施 設 整 備 事 業	80,400	78,600
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業	66,500	65,300
休 日 診 療 所 整 備 事 業	32,000	29,700
土 地 改 良 事 業	82,900	87,700
林 道 整 備 事 業	39,500	34,600
水 産 施 設 整 備 事 業	403,500	404,400
道 路 橋 梁 整 備 事 業	466,000	469,300
自 然 災 害 防 止 事 業	75,300	59,700
公 園 整 備 事 業	13,900	52,000
教 育 施 設 整 備 事 業	407,900	382,300
災 害 復 旧 事 業	112,800	114,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,362,226	△23,145	7,339,081
13 分担金及び負担金	293,410	△23,516	269,894
14 使用料及び手数料	528,884	253	529,137
15 国庫支出金	12,458,185	△84,360	12,373,825
16 県支出金	2,882,013	△96,330	2,785,683
17 財産収入	133,572	△4,426	129,146
18 寄附金	1,016,067	205,000	1,221,067
19 繰入金	1,877,097	769,593	2,646,690
21 諸収入	1,174,164	△89,327	1,084,837
22 市 債	3,271,902	△11,300	3,260,602
歳入合計	45,514,946	642,442	46,157,388

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	281,247	△9,805	271,442		△4,000		△5,805
2総 務 費	12,805,042	1,504,428	14,309,470	100,432	△48,300	471,408	980,888
3民 生 費	11,613,411	△213,881	11,399,530	△87,830	8,800	△25,793	△109,058
4衛 生 費	3,339,385	△122,366	3,217,019	70,859	△1,400	△130,832	△60,993
6農 林 水 産 業 費	2,525,035	△165,477	2,359,558	△67,950	△500	△51,392	△45,635
7商 工 費	1,563,205	△326,508	1,236,697	△125,986	△14,500	△138,226	△47,796
8土 木 費	2,852,268	148,475	3,000,743	4,799	45,800	2,157	95,719
9消 防 費	1,362,939	△9,330	1,353,609				△9,330
10教 育 費	3,395,197	△156,343	3,238,854	△73,866	△25,600	△10,012	△46,865
11災 害 復 旧 費	224,039	△6,751	217,288	△1,148	2,100	△126	△7,577
歳 出 合 計	45,514,946	642,442	46,157,388	△180,690	△37,600	117,184	743,548

2 歳 入

1 市 税 (1 市 民 税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	7,362,226	△23,145	7,339,081
1 市 民 税	2,757,908	47,700	2,805,608
1 個 人	2,239,903	5,500	2,245,403
2 法 人	518,005	42,200	560,205
2 固定資産税	4,032,540	△65,580	3,966,960
1 固定資産税	3,972,374	△67,100	3,905,274
2 国有資産等所在市町村交付金	60,166	1,520	61,686
3 軽自動車税	213,814	△8,765	205,049
1 環境性能割	17,635	△7,635	10,000
2 種別割	196,179	△1,130	195,049
4 市たばこ税	354,077	3,500	357,577
1 市たばこ税	354,077	3,500	357,577
13 分担金及び負担金	293,410	△23,516	269,894
1 分 担 金	54,019	△5,789	48,230
2 農林水産業費分担金	49,301	△9,038	40,263
3 土木費分担金	3,650	3,375	7,025
4 災害復旧費分担金	386	△126	260

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	5,500	現年課税分 5,500
1 現 年 課 税 分	42,200	現年課税分 42,200
1 現 年 課 税 分	△67,100	現年課税分 △67,100
1 現 年 課 税 分	1,520	現年課税分 1,520
1 環 境 性 能 割	△7,635	環境性能割 △7,635
1 現 年 課 税 分	△1,130	現年課税分 △1,130
1 現 年 課 税 分	3,500	現年課税分 3,500
1 農 業 費 分 担 金	△9,038	中山間地域総合整備事業受益者分担金 △6,788 農地有効利用支援整備分担金 △2,250
1 道 路 橋 梁 費 分 担 金	3,375	急傾斜地崩壊防止事業分担金 (県単) 2,450 急傾斜地崩壊防止事業分担金 (国庫) 925

13 分担金及び負担金（１ 分 担 金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 負 担 金	239,391	△17,727	221,664
1 民生費負担金	229,773	△17,727	212,046
14 使用料及び手数料	528,884	253	529,137
1 使 用 料	346,595	1,415	348,010
1 総務使用料	101,067	△1,100	99,967
3 衛生使用料	23,067	3,145	26,212
4 農林水産業使用料	2,627	△630	1,997
2 手 数 料	182,289	△1,162	181,127
3 衛生手数料	145,568	△1,162	144,406
15 国庫支出金	12,458,185	△84,360	12,373,825
1 国庫負担金	3,549,134	△48,547	3,500,587
1 民生費国庫負担金	3,405,102	△48,547	3,356,555
2 国庫補助金	8,900,099	△35,813	8,864,286
1 総務費国庫補助金	7,847,286	7,816	7,855,102

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 災 害 復 旧 費 分 担 金	△126	2年農地災害復旧費分担金 △126
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△17,727	放課後児童クラブ自己負担金 △17,727
2 総 務 管 理 使 用 料	△1,100	生活路線バス使用料 △1,100
2 保 健 衛 生 使 用 料	3,145	霊園維持管理料 △75 霊園永代使用料 3,220
2 農 業 使 用 料	△630	実践研修生滞在施設使用料 △630
1 清 掃 手 数 料	△1,162	ごみ処理手数料 △1,162
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△13,841	特別障がい者手当等給付費 △8,781 保険基盤安定制度事業費 △1,560 障がい者医療費 △3,500
3 児 童 扶 養 手 当 負 担 金	△4,654	児童扶養手当給付費交付金 △4,654
4 児 童 手 当 負 担 金	△20,768	児童手当負担金 △20,768
5 生 活 保 護 費 負 担 金	△9,284	生活保護費 △9,284
1 総 務 管 理 費 補 助 金	7,816	特別定額給付金給付費 △4,800 特別定額給付金給付事務費 △28,799

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	347,455	△14,659	332,796
3 衛生費国庫補助金	42,664	△4,902	37,762
4 農林水産業費国庫補助金	75,799	△8,549	67,250
5 土木費国庫補助金	444,756	10,396	455,152
6 教育費国庫補助金	141,365	△25,915	115,450
16 県支出金	2,882,013	△96,330	2,785,683
1 県負担金	1,641,954	△14,857	1,627,097
1 民生費県負担金	1,506,499	△14,857	1,491,642
2 県補助金	1,114,738	△79,673	1,035,065
1 総務費県補助金	43,381	6,440	49,821

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 114,142 高度無線環境整備推進事業費 △72,727
1 社会福祉費補助金	△3,868	地域生活支援事業費 △3,868
2 児童福祉費補助金	△6,418	子ども・子育て支援交付金 △3,325 保育対策総合支援事業費 2,016 子育て世帯臨時特別給付金給付費 3,280 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 △8,389
3 母子福祉費補助金	△4,373	母子家庭自立支援給付金事業費 △4,373
1 保健衛生費補助金	△4,902	緊急風しん抗体検査等事業費 △500 合併処理浄化槽設置整備事業費 △4,402
2 水産業費補助金	△8,549	水産流通基盤整備事業費 △910 水産業競争力強化緊急施設整備事業費 △7,639
2 都市計画費補助金	28,000	社会資本整備総合交付金 28,000
3 住宅費補助金	△17,604	社会資本整備総合交付金 △16,604 空き家対策総合支援事業費 △1,000
1 学校教育振興費補助金	△25,915	学校保健特別対策事業費 △5,904 児童生徒1人1台端末整備事業費 △20,011
1 社会福祉費負担金	△9,210	国民健康保険基盤安定事業費 △5,527 後期高齢者医療保険基盤安定事業費 △1,933 障がい者医療費 △1,750
3 児童手当負担金	△3,568	児童手当負担金 △3,568
4 生活保護費負担金	△2,079	生活保護費 △2,079

16 県支出金（2 県補助金）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
2 民生費県補助金	293,663	△9,767	283,896
3 衛生費県補助金	47,118	△6,951	40,167
4 農林水産業費県補助金	512,130	△52,751	459,379
5 商工費県補助金	111,792	△3,964	107,828
6 土木費県補助金	19,506	△5,597	13,909
7 教育費県補助金	43,109	△5,935	37,174

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	総務管理費補助金	6,440	島根県生活交通確保対策交付金 3,567 地域生活交通再構築実証事業費 2,873
1	社会福祉費補助金	△6,513	福祉医療費 △4,579 地域生活支援事業費 △1,934
2	児童福祉費補助金	△3,254	子ども・子育て支援交付金 △3,254
1	保健衛生費補助金	△6,951	乳幼児医療費 △6,642 地域医療教育推進事業費 △630 太陽光発電等導入支援事業費 △760 新型コロナウイルス感染症対策設備整備費 1,081
1	農業費補助金	△47,768	中山間地域等直接支払交付金 △19,403 半農半X就農前研修経費助成事業費 △1,440 半農半X定住定着助成事業費 △720 多面的機能支払交付金 △9,675 機構集積協力金 △3,450 産地パワーアップ事業推進費 △1,847 園芸産地再生担い手育成事業費 8 農業人材力強化総合支援事業費 △3,000 農地利用最適化交付金 △4,951 担い手集積支援金 1,250 農地有効利用支援整備事業費 △3,750 農道長寿命化計画策定事業費 △790
2	林業費補助金	△4,983	がんばる地域応援総合事業費（林業） △105 造林事業費 △4,078 新植支援事業費 △800
1	商工費補助金	△3,964	地域商業活性化支援事業費 △3,964
1	土木管理費補助金	△5,597	土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業費 △1,700 がけ地近接等危険住宅移転事業費 △2,051 耐震対策緊急促進事業費 △1,846
1	教育総務費補助金	△5,057	学校司書等配置事業費 △5,057
2	社会教育費補助金	△878	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △878

16 県支出金（2 県補助金）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
8 災害復旧費県補助金	44,039	△1,148	42,891
3 県委託金	125,321	△1,800	123,521
1 総務費県委託金	117,741	△1,800	115,941
17 財産収入	133,572	△4,426	129,146
1 財産運用収入	76,760	△712	76,048
2 利子及び配当金	21,615	△712	20,903
2 財産売払収入	56,812	△3,714	53,098
1 不動産売払収入	40,270	△722	39,548
2 物品売払収入	16,542	△2,992	13,550
18 寄附金	1,016,067	205,000	1,221,067
1 寄附金	1,016,067	205,000	1,221,067
1 総務費寄附金	1,009,000	205,000	1,214,000
19 繰入金	1,877,097	769,593	2,646,690
2 基金繰入金	1,829,389	769,593	2,598,982
2 減債基金繰入金	188,000	733,362	921,362
3 市有財産有効活用推進基金繰入金	43,430	△20,086	23,344
6 地域振興基金繰入金	267,139	209,063	476,202

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 災 害 復 旧 費 県 補 助 金	△1,148	2年農地災害復旧費 △1,148
5 統 計 調 査 費 委 託 金	△1,800	基幹統計調査委託費 △1,800
1 利 子 及 び 配 当 金	△712	減債基金 △218 まちづくり振興基金 △449 市有財産有効活用推進基金 △45
2 そ の 他 不 動 産 売 払 収 入	△722	間伐材売払収入 △722
1 物 品 売 払 収 入	△2,992	資源ごみ売払収入 △2,992
1 総 務 管 理 費 寄 附 金	205,000	ふるさと寄附金 205,000
1 減 債 基 金 繰 入 金	733,362	減債基金繰入金 733,362
1 市有財産有効活用推進基金繰入金	△20,086	市有財産有効活用推進基金繰入金 △20,086
1 地 域 振 興 基 金 繰 入 金	209,063	地域振興基金繰入金 209,063

19 繰 入 金 (2 基金繰入金)

款			
	項	目	計
7 ふるさと応援基金繰入金			851,986
			△229,540
9 農業振興基金繰入金			65,384
			82,135
10 奨学基金繰入金			6,436
			△5,341
21 諸 収 入			1,174,164
3 貸付金元利収入			178,308
			△40,179
1 貸付金元利収入			178,308
			△40,179
4 受託事業収入			257,719
2 農林水産業費受託事業収入			27,730
			△6,230
3 土木費受託事業収入			18,668
			31
5 衛生費受託事業収入			20,250
			△15,010
5 雑 入			733,108
2 雑 入			733,106
			△27,939

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	△229,540	ふるさと応援基金繰入金 △229,540
1 農 業 振 興 基 金 繰 入 金	82,135	農業振興基金繰入金 82,135
1 奨 学 基 金 繰 入 金	△5,341	奨学基金繰入金 △5,341
7 教 育 費 貸 付 金 元 利 収 入	△179	浜田市奨学資金貸付金元金収入 △179
9 観 光 費 貸 付 金 元 利 収 入	△40,000	観光誘客多角化促進事業貸付金元金収入 △40,000
2 林 業 費 受 託 事 業 収 入	△6,230	県林業公社造林事業費 △4,930 広域基幹林道事業費 △1,300
1 土 木 管 理 費 受 託 事 業 収 入	△1,966	益田種三隅線用地取得事業費 △1,966
2 道 路 橋 梁 費 受 託 事 業 収 入	3,300	県道除雪事業費 3,300
3 河 川 費 受 託 事 業 収 入	△1,303	河川浄化事業費 △1,303
1 保 健 衛 生 費 受 託 収 入	△15,010	地域外来・検査センター運営事業費 △15,010
7 総 務 費 雑 入	△15,181	職員研修費 △1,926 管財雑入 7,031 コミュニティ助成事業費 400 電柱移転補償費 △1,400 高齢者乗車券収入 △16,986 政策企画雑入 △2,300
8 民 生 費 雑 入	△5,161	放課後児童クラブ負担金 △2,389

21 諸 収 入 (5 雑 入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市 債	3,271,902	△11,300	3,260,602
1 市 債	3,271,902	△11,300	3,260,602
1 総 務 債	520,300	△25,000	495,300
2 民 生 債	80,400	8,800	89,200
3 衛 生 債	174,900	△1,400	173,500
4 農林水産業債	590,200	△500	589,700

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		う歯予防事業自己負担金 △1,560 後期高齢者医療制度特別対策事業費 △1,212
9 衛 生 費 雑 入	△6,121	休日診療所診療収入 △3,000 鉄くず等売却収入 △2,400 予防接種収入 △721
11 農 林 水 産 業 費 雑 入	△1,440	ふるさと島根定住財団助成金 △1,440
12 商 工 費 雑 入	△36	職員宿舍駐車料 △36
1 総 務 管 理 債	△25,000	定住促進自治区事業費 27,300 C A T V整備事業費 △17,800 庁舎整備事業費 △18,600 交通確保対策事業費 900 まちづくり総合交付金事業費 △14,000 地域づくり振興事業費 △2,800
2 児 童 福 祉 債	8,800	保育所入所受入促進事業費 10,600 病児病後児保育施設整備事業費 △1,800
1 保 健 衛 生 債	△200	児童医療費助成事業費 △2,400 子宮頸がんウイルス検査助成事業費 △1,500 飲料水安定確保対策事業費 6,000 休日診療所整備事業費 △2,300
2 清 掃 債	△1,200	ごみ処理施設改修事業費 △1,200
1 農 業 債	6,300	県営農道整備事業負担金 6,600 農地有効利用支援整備事業費 △1,600 中山間地域総合整備事業費 △200 農業振興事業費 1,500
2 林 業 債	△17,000	林地残材有効活用・地域活性化支援事業費 4,200 林地崩壊防止事業費 300 緊急自然災害防止対策事業費 △16,600 緊急林道施設適正管理推進事業費 △4,900
3 水 産 業 債	10,200	漁港施設整備事業費 900 水産業振興事業費 9,300

22 市 債 (1 市 債)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
5 商 工 債		44, 000	△14, 500	29, 500
6 土 木 債		490, 900	44, 800	535, 700
8 教 育 債		407, 900	△25, 600	382, 300
9 災害復旧債		112, 800	2, 100	114, 900
歳 入 合 計		45, 514, 946	642, 442	46, 157, 388

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 商 工 債	△14,500	産業振興パワーアップ事業費 △5,600 萩・石見空港利用促進対策事業費 △22,100 広島プロジェクト推進事業費 13,200
1 道 路 橋 梁 債	3,600	県単道路事業費負担金 300 道路橋梁整備事業費 3,300
2 河 川 債	400	自然災害防止事業費 400
3 都 市 計 画 債	38,100	公園整備事業費 38,100
4 住 宅 債	2,700	危険空き家対策事業費 2,700
3 社 会 教 育 債	△5,100	社会教育施設改修事業費 △5,100
4 保 健 体 育 債	△20,500	学校給食施設整備事業費 △20,500
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	2,100	現年農地災害復旧費 △1,000 現年農業用施設災害復旧費 1,800 現年林業施設災害復旧費 1,300

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	281,247	△9,805	271,442		△4,000		△5,805
1 議 会 費	281,247	△9,805	271,442		△4,000		△5,805
1 議 会 費	281,247	△9,805	271,442		△4,000		△5,805

1 議 会 費 (1 議 会 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△5,500	1 議会運営費 △5,562
14 工事請負費	△4,243	2 全員協議会室等空調設備改修事業 △4,243
18 負担金補助及び交付金	△62	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	12,805,042	1,504,428	14,309,470	100,432	△48,300	471,408	980,888
1 総務管理費	12,181,117	1,513,183	13,694,300	102,232	△48,300	471,408	987,843
1 一般管理費	1,208,245	△5,320	1,202,925				△5,320
2 人事管理費	144,524	△1,926	142,598			△1,926	
3 文書広報費	134,269	△3,714	130,555				△3,714
4 財政管理費	57,345	△47,926	9,419			△218	△47,708
6 財産管理費	993,676	1,012,493	2,006,169		△14,600	△20,131	1,047,224
7 企 画 費	9,032,829	587,827	9,620,656	109,345	△33,700	493,683	18,499

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△400	1 総合調整事務費 △5,320
8 旅費	△2,500	
9 交際費	△1,400	
10 需用費	△600	
11 役務費	△100	
13 使用料及び賃借料	△320	
8 旅費	△1,598	1 職員研修費 △1,926
18 負担金補助及び交付金	△328	
8 旅費	△214	1 広報事業 △2,000 2 総務事務費 △1,714
10 需用費	△2,000	
11 役務費	△1,000	
12 委託料	△500	
24 積立金	△47,926	1 減債基金積立金 △47,926
14 工事請負費	△35,170	1 市有財産有効活用推進事業 △20,086 2 旭支所庁舎複合化事業 △5,883 3 市有財産有効活用推進基金積立金 47,663 4 庁舎等改修事業 △9,201 5 公共施設長寿命化等推進基金積立金 1,000,000
24 積立金	1,047,663	
1 報酬	△4,401	1 地域振興事務費 △1,300 2 浜田地区広域行政組合負担金 △594 3 地域づくり振興事業 △7,917 4 コミュニティ助成事業 400 5 路線バス利用促進事業 6,582 6 まちづくり振興基金積立金 326,975 7 定住対策基金事業 △2,670 8 三隅CATV機器整備事業 △8,200 9 まちづくり総合交付金事業 △18,498 10 ふるさと寄附促進事業 238,210 11 はまだ暮らし住まい支援事業 △2,000 12 地域公共交通確保対策事業 △33,222 13 関係人口創出拡大事業 △1,300 14 特別定額給付金給付事業（国補正分） △33,599 15 新型コロナウイルス感染症対策学生支援事業 △3,000
3 職員手当等	△5,801	
4 共済費	△813	
7 報償費	80,087	
8 旅費	△405	
10 需用費	△15,025	
11 役務費	2,658	
12 委託料	15,064	
13 使用料及び賃借料	2,745	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 電子計算費	214,502	△8,206	206,296				△8,206
13 国際交流費	19,079	△1,000	18,079				△1,000
14 大学推進費	6,472	△1,000	5,472				△1,000
15 防災諸費	108,584	△10,045	98,539	△7,113			△2,932
17 諸 費	231,036	△8,000	223,036				△8,000

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△86,023	16 高速情報通信基盤整備事業（国補正分） 17 高速情報通信基盤整備基金積立金 △78,823 206,783
17 備品購入費	△350	
18 負担金補助及び交付金	△32,401	
19 扶助費	△33,222	
24 積立金	665,714	
8 旅費	△271	1 情報管理事務費 2 機器賃借料・保守料等 3 基幹系システム次世代化事業 4 情報ネットワークシステム再構築事業 △2,065 △1,046 △3,995 △1,100
10 需用費	△300	
13 使用料及び賃借料	△5,841	
17 備品購入費	△1,750	
18 負担金補助及び交付金	△44	
1 報酬	△600	1 外国青年招致事業（C I R） △1,000
4 共済費	△140	
8 旅費	△260	
18 負担金補助及び交付金	△1,000	1 大学を核としたまちづくり推進事業 △1,000
10 需用費	△3,007	1 防災訓練事務費 2 防災まちづくり推進事業 3 新型コロナウイルス感染症対策事業（防災諸費） △1,232 △1,700 △7,113
11 役務費	△64	
12 委託料	△407	
13 使用料及び賃借料	△390	
17 備品購入費	△4,477	
18 負担金補助及び交付金	△1,700	
22 償還金利子及び割引料	△8,000	1 市税等過誤納還付金 △8,000

[illegible]

2 総 務 費 (2 徴 税 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,357	1 賦課事務費 △2,222 2 徴収事務費 △1,950
4 共済費	△668	
8 旅費	△708	
10 需用費	△356	
11 役務費	△600	
13 使用料及び賃借料	△22	
18 負担金補助及び交付金	△461	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	207, 137	△2, 783	204, 354				△2, 783
1 戸籍住民基本 台帳費	207, 137	△2, 783	204, 354				△2, 783

2 総 務 費 （ 3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△2,783	1 戸籍事務電算化事業 △2,783

[illegible]

2 総 務 費 (5 統計調査費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,500	1 国基幹統計調査費 △1,800
4 共済費	△140	
13 使用料及び賃借料	△160	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,613,411	△213,881	11,399,530	△87,830	8,800	△25,793	△109,058
1 社会福祉費	6,417,368	△120,667	6,296,701	△33,432		△4,117	△83,118
1 社会福祉総務費	1,046,145	△24,930	1,021,215	△7,087		11,078	△28,921
3 障がい者福祉費	2,165,226	△26,445	2,138,781	△19,833			△6,612
4 老人福祉費	1,870,800	△52,685	1,818,115			△13,983	△38,702
5 福祉医療費	195,017	△9,157	185,860	△4,579			△4,578
7 後期高齢者医療費	1,106,043	△7,450	1,098,593	△1,933		△1,212	△4,305

3 民 生 費 （ 1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△100	1 社会福祉総務事務費 △1,201 2 国民健康保険特別会計繰出金 △23,729
11 役務費	△364	
12 委託料	△696	
17 備品購入費	△41	
27 繰出金	△23,729	
7 報償費	△300	1 身体障がい者更生医療給付事業 △7,000 2 特別障がい者手当等給付事業 △11,708 3 地域生活支援事業 △6,633 4 障がい者社会参加促進事業 △1,104
8 旅費	△100	
12 委託料	△6,437	
18 負担金補助及び交付金	△900	
19 扶助費	△18,708	
1 報酬	△4,900	1 老人保護措置費 △9,516 2 介護認定事務費 △2,707 3 浜田地区広域行政組合負担金 △26,479 4 包括的支援事業 △4,305 5 介護予防・日常生活支援総合事業 △6,773 6 敬老入浴券贈呈事業 △2,905
3 職員手当等	△790	
4 共済費	△850	
7 報償費	△948	
8 旅費	△884	
10 需用費	△1,270	
11 役務費	△290	
12 委託料	△3,707	
13 使用料及び賃借料	△70	
18 負担金補助及び交付金	△26,555	
19 扶助費	△12,421	
19 扶助費	△9,157	1 福祉医療給付事業 △9,157
12 委託料	△1,212	1 後期高齢者医療制度事業 △4,874 2 後期高齢者医療特別会計繰出金 △2,576
18 負担金補助及び交付金	△3,662	
27 繰出金	△2,576	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 児童福祉費	4, 339, 301	△80, 835	4, 258, 466	△43, 035	8, 800	△21, 676	△24, 924	
1 児童福祉総務費	889, 767	△50, 476	839, 291	△16, 342		△21, 676	△12, 458	
2 児童措置費	3, 427, 138	△24, 529	3, 402, 609	△22, 320	8, 800		△11, 009	
3 母子福祉費	22, 396	△5, 830	16, 566	△4, 373			△1, 457	

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△14,817	1 放課後児童クラブ設置事業 △29,958 2 児童扶養手当支給事業 △13,961 3 次世代育成支援事業 △1,448 4 子育て世帯への臨時特別給付金給 付事業（国補正分） △5,109
3 職員手当等	△2,302	
4 共済費	△3,456	
7 報償費	△1,056	
8 旅費	△1,319	
10 需用費	△2,097	
11 役務費	△1,167	
12 委託料	△10,301	
19 扶助費	△13,961	
12 委託料	△1,670	1 児童手当支給事業 △26,750 2 保育所入所受入促進事業 4,328 3 病児・病後児保育室整備事業 △2,107
16 公有財産購入費	△235	
18 負担金補助及び交付金	4,126	
19 扶助費	△26,750	
19 扶助費	△5,830	1 母子父子家庭自立支援給付金事業 △5,830

[illegible]

3 民生費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 扶助費	△12,379	1 扶 助 費 △12,379

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,339,385	△122,366	3,217,019	70,859	△1,400	△130,832	△60,993
1 保健衛生費	1,983,317	△86,848	1,896,469	70,859	△200	△124,278	△33,229
1 保健衛生総務費	552,515	△37,618	514,897	△5,538	△1,500	△22,722	△7,858
2 感染症予防費	357,433	△15,350	342,083	88,201		△100,701	△2,850
3 乳幼児等医療費	165,500	△21,366	144,134	△6,642	△2,400		△12,324
4 環境衛生費	734,584	△2,260	732,324	△760	6,000	△1,000	△6,500
5 公害対策費	57,503	△9,476	48,027	△4,402			△5,074
6 霊園・火葬場費	71,990	3,145	75,135			3,145	
7 休日診療所管理費	43,792	△3,923	39,869		△2,300	△3,000	1,377

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△468	1 安心お産応援事業 △7,858
2 給料	△2,502	2 地域医療連携事業 △4,492
3 職員手当等	△631	3 がん検診事業 △3,850
4 共済費	△489	4 子宮頸がんウイルス検査助成事業 △1,500
10 需用費	△20	5 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健衛生総務費） △5,070
12 委託料	△28,448	6 外来検査センター運営事業 △14,848
14 工事請負費	△1,520	
17 備品購入費	△3,300	
20 貸付金	△240	
10 需用費	△2,850	1 定期（乳幼児等）予防接種事業 △2,350
11 役務費	△500	2 定期（風しん追加的対策）予防接種事業 △1,000
12 委託料	△5,000	3 インフルエンザ予防接種費用助成事業 △12,000
19 扶助費	△7,000	
19 扶助費	△21,366	1 乳幼児医療費助成事業 △17,910
		2 児童医療費助成事業 △3,456
18 負担金補助及び交付金	△2,260	1 飲料水安定確保対策事業 △1,000
		2 地球温暖化対策支援事業 △1,260
18 負担金補助及び交付金	△9,476	1 合併処理浄化槽設置助成事業 △9,476
24 積立金	3,145	1 霊園管理運営費 3,145
1 報酬	△400	1 休日診療所管理運営費 △1,400
10 需用費	△500	2 休日診療所整備事業 △2,523
12 委託料	△2,500	
16 公有財産購入費	△280	
18 負担金補助及び交付金	△243	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,356,068	△35,518	1,320,550		△1,200	△6,554	△27,764
1 清掃総務費	71,810	△6,000	65,810				△6,000
2 塵芥処理費	1,126,356	△23,363	1,102,993			△6,554	△16,809
3 し尿処理費	157,902	△6,155	151,747		△1,200		△4,955

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△6,000	1 清掃管理事務費 △6,000
10 需用費	△2,000	1 浜田地区広域行政組合負担金 △19,296 2 不燃ごみ処理場管理運営費 △2,000 3 ごみ処理対策事業 △2,067
11 役務費	△67	
12 委託料	△2,000	
18 負担金補助及び交付金	△19,296	
10 需用費	△5,000	1 浜田浄苑管理運営費 △5,000
14 工事請負費	△1,155	2 浜田浄苑環境整備事業 △1,155

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,525,035	△165,477	2,359,558	△67,950	△500	△51,392	△45,635
1 農 業 費	1,550,248	△113,340	1,436,908	△47,768	6,300	△40,620	△31,252
1 農業委員会費	42,353	△5,980	36,373	△4,951			△1,029
3 農業振興費	580,091	△91,210	488,881	△38,277	1,500	△30,582	△23,851
5 土地改良事業費	212,381	△8,457	203,924	△3,750	4,800	△10,038	531
6 農道維持費	49,922	△1,579	48,343	△790			△789
7 農業集落排水費	397,871	△6,114	391,757				△6,114

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△12	1 農業委員会事務局費 △5,980
4 共済費	△45	
7 報償費	△4,951	
8 旅費	△780	
9 交際費	△30	
10 需用費	△66	
11 役務費	△55	
13 使用料及び賃借料	△5	
18 負担金補助及び交付金	△36	
7 報償費	△2,550	1 中山間地域等直接支払事業 △25,870 2 農業振興対策費補助事業 △24,312 3 ふるさと農業研修生育成事業 △12,195 4 「元気な浜田」農産物振興プロジェクト事業 △3,304 5 農地中間管理事業 △2,200 6 多面的機能支払交付金事業 △12,900 7 棚田保全活動助成事業 △450 8 農業振興基金事業 △8,750 9 農業次世代人材投資事業 △3,000 10 農業振興対策事業 △3,229 11 第三セクター等清算支援事業 5,000
12 委託料	△679	
18 負担金補助及び交付金	△87,981	
10 需用費	△207	
14 工事請負費	△7,500	
18 負担金補助及び交付金	△750	
12 委託料	△1,579	
27 繰出金	△6,114	
		1 県事業負担金（農道） 7,000 2 農地有効利用支援整備事業 △7,707 3 中山間地域総合整備事業（浜田東部） △6,750 4 県事業負担金（農業基盤整備） △1,000
		1 農道長寿命化計画策定事業 △1,579
		1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △6,114

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 林 業 費	295,619	△34,028	261,591	△4,983	△17,000	△6,952	△5,093	
1 林業振興費	155,444	△21,523	133,921		△12,400	△4,930	△4,193	
2 公有林整備事業費	19,683	△5,705	13,978	△4,983		△722		
3 林道新設費	68,388	△1,300	67,088			△1,300		
4 林道維持費	40,787	△5,500	35,287		△4,900		△600	
5 林地崩壊防止事業費	11,317	0	11,317		300		△300	

6 農林水産業費 (2 林 業 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	△573	1 公社造林事業 △4,930 2 緊急自然災害防止対策事業 △16,593
12 委託料	△10,400	
14 工事請負費	△10,550	
12 委託料	△5,705	1 公有林整備事業 △5,705
8 旅費	△98	1 県営広域基幹林道整備事業 △1,300
10 需用費	△182	
12 委託料	△500	
16 公有財産購入費	△400	
21 補償補填及び賠償金	△100	
26 公課費	△20	
14 工事請負費	△5,500	1 緊急林道施設適正管理推進事業 △5,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	679,168	△18,109	661,059	△15,199	10,200	△3,820	△9,290
1 水産業総務費	63,717	△6,650	57,067	△6,650			
2 水産業振興費	480,777	△11,459	469,318	△8,549	10,200	△3,820	△9,290

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△6,650	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（水産業総務費） △6,650
18 負担金補助及び交付金	△11,459	1 高度衛生管理型荷捌所移行円滑化事業 △11,459

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,563,205	△326,508	1,236,697	△125,986	△14,500	△138,226	△47,796
1 商 工 費	1,563,205	△326,508	1,236,697	△125,986	△14,500	△138,226	△47,796
1 商工総務費	797,005	△215,353	581,652	△122,022		△93,331	
2 商工業振興費	334,796	△61,145	273,651	△3,964	△14,500	△36	△42,645
3 観 光 費	418,842	△50,010	368,832			△44,859	△5,151

7 商 工 費（1 商 工 費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△464	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（商工総務費） △215,353
4 共済費	△64	
18 負担金補助及び交付金	△214,825	
1 報酬	△690	1 浜田港振興会負担金 △1,600 2 浜田市商業活性化支援事業 △9,649 3 産業振興パワーアップ事業 △5,614 4 企業立地奨励事業 △10,906 5 広島プロジェクト推進事業 △3,649 6 萩・石見空港利用促進対策事業 △22,022 7 後継者等人材育成支援事業 △3,860 8 地域産業担い手育成支援事業 △3,845
7 報償費	△2,690	
8 旅費	△800	
10 需用費	△780	
12 委託料	△4,145	
13 使用料及び賃借料	△800	
17 備品購入費	△50	
18 負担金補助及び交付金	△51,190	
7 報償費	△250	1 観光振興事業 △1,278 2 石見神楽振興事業 △1,899 3 合宿等誘致事業 △3,873 4 第3回全国未成線サミット開催事業 △2,960 5 観光誘客多角化促進事業 △40,000
8 旅費	△1,038	
12 委託料	△689	
18 負担金補助及び交付金	△8,033	
20 貸付金	△40,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,852,268	148,475	3,000,743	4,799	45,800	2,157	95,719
1 土木管理費	653,454	△34,692	618,762	△15,700	5,700	△1,966	△22,726
1 土木総務費	570,746	△13,366	557,380	△1,700	3,000	△1,966	△12,700
2 建築指導費	82,708	△21,326	61,382	△14,000	2,700		△10,026

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	9,022	1 土木総務事務費 $\Delta 5,366$
16 公有財産購入費	$\Delta 18,988$	2 公共残土等処理場整備事業 $\Delta 8,000$
18 負担金補助及び交付金	$\Delta 3,400$	
14 工事請負費	$\Delta 5,558$	1 狭あい道路拡張整備事業 $\Delta 3,858$
18 負担金補助及び交付金	$\Delta 15,768$	2 危険空き家対策事業 $\Delta 2,500$
		3 がけ地近接等危険住宅移転事業 $\Delta 8,202$
		4 耐震対策緊急促進事業 $\Delta 6,766$

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,282,507	127,744	1,410,251		1,600	5,675	120,469
1 道路橋梁総務費	52,088	4,000	56,088		300	3,375	325
2 道路維持費	221,334	124,744	346,078			3,300	121,444
3 道路新設改良費	609,581	△1,000	608,581		1,300	△1,000	△1,300

8 土 木 費 （ 2 道路橋梁費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	4,000	1 県事業負担金（建設） 4,000
12 委託料	124,744	1 除雪事業 124,744
14 工事請負費	△1,000	1 地域支援道路等整備事業 △1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	45,975	△2,605	43,370		400	△1,552	△1,453
1 河川総務費	34,975	△2,605	32,370			△1,552	△1,053
2 自然災害防止 事業費	11,000	0	11,000		400		△400

8 土木費 (3 河川費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
7 報償費	△2,447	1 河川浄化事業 △2,605
12 委託料	△158	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	663,581	59,927	723,508	28,000	38,100		△6,173
3 公 園 費	104,775	68,150	172,925	28,000	38,100		2,050
4 公共下水道費	417,808	△8,223	409,585				△8,223

8 土 木 費 （ 5 都市計画費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	465	1 県事業負担金（公園） 9,350 2 公園施設長寿命化対策支援事業（ 国補正分） 58,800
3 職員手当等	198	
4 共済費	105	
8 旅費	9	
10 需用費	1,478	
13 使用料及び賃借料	545	
14 工事請負費	56,000	
18 負担金補助及び交付金	9,350	
27 繰出金	△8,223	1 公共下水道事業会計繰出金 △8,223

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△1,899	1 公営住宅等長寿命化改修事業 △1,899

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
8 旅費	△9,330	1 消防団員報酬等 △9,330

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,395,197	△156,343	3,238,854	△73,866	△25,600	△10,012	△46,865
1 教育総務費	1,031,550	△92,850	938,700	△69,405		△5,429	△18,016
2 事務局費	850,329	△89,530	760,799	△63,470		△15,040	△11,020
3 教育研究指導費	178,012	△3,320	174,692	△5,935		9,611	△6,996

10 教 育 費 （ 1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△10,391	1 スクールバス運行事業 △4,000 2 教育用ネットワーク整備事業 △7,020 3 奨学金貸与事業 △5,520 4 児童生徒1人1台端末整備事業（国補正分） △72,990
13 使用料及び賃借料	△1,751	
17 備品購入費	△71,868	
20 貸付金	△5,520	
1 報酬	△900	1 学校支援員配置事業 △2,070 2 特別支援・指導推進事業 △1,250
3 職員手当等	△150	
4 共済費	△200	
12 委託料	△2,070	

10 教 育 費 （ 2 小学校費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△10,172	1 小学校管理運営費 △10,422
12 委託料	△250	
13 使用料及び賃借料	△2,442	1 小学校教育振興運営費 △4,043
18 負担金補助及び交付金	△1,601	

10 教 育 費 （ 3 中学校費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△4,150	1 中学校管理運営費 △4,150

10 教 育 費 （ 5 社会教育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△210	1 （仮称）杵束コミュニティ施設整備事業 △6,352
17 備品購入費	△6,142	
12 委託料	△1,137	1 二十歳の集い開催事業 △1,137
10 需用費	△970	1 浜田城資料館管理事業 △1,089 2 石央文化ホール改修事業 △4,820
12 委託料	△119	
14 工事請負費	△4,820	

10 教 育 費 （ 6 保健体育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△8,000	1 要保護・準要保護児童・生徒扶助費 △1,200
19 扶助費	△1,200	2 新型コロナウイルス感染症対策事業（学校保健費・国補正分） △8,000
14 工事請負費	△20,570	1 共同調理場施設改修機器更新事業 △20,570
7 報償費	△700	1 社会体育推進事業 △1,710
12 委託料	△460	
18 負担金補助及び交付金	△550	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	224,039	△6,751	217,288	△1,148	2,100	△126	△7,577
1 農林水産業施設災害復旧費	97,462	△6,751	90,711	△1,148	2,100	△126	△7,577
1 農地災害復旧費	10,000	△3,308	6,692	△1,148	△1,000	△126	△1,034
2 農業用施設災害復旧費	10,000	0	10,000		1,800		△1,800
3 林業施設災害復旧費	77,462	△3,443	74,019		1,300		△4,743

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
12 委託料	△1,013	1 2 年農地災害復旧費 △3,308
14 工事請負費	△2,295	
12 委託料	△3,443	1 2 年林業施設災害復旧費 △3,443

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 7	(千円) 22,739	(千円) 26,400	(千円) 8,097 3.20月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,256	(千円) 64,492	(千円) 10,042	(千円) 74,534	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	104,700		32,108 3.20月分				136,808	35,684	172,492	
	そ の 他	2,122	85,218					5,824	91,042		91,042	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,153	212,657	26,400	40,205			13,080	292,342	45,726	338,068	
補 正 前	長 等	7	22,739	26,400	8,097 3.20月分			7,256	64,492	10,042	74,534	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	104,700		32,108 3.20月分				136,808	35,684	172,492	
	そ の 他	2,025	86,230					11,481	97,711		97,711	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,056	213,669	26,400	40,205			18,737	299,011	45,726	344,737	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	97	△ 1,012					△ 5,657	△ 6,669		△ 6,669	
	計	97	△ 1,012					△ 5,657	△ 6,669		△ 6,669	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(757) 578 人	816,183 千円	2,297,715 千円	1,832,017 千円	4,945,915 千円
補 正 前	(767) 579	845,215	2,300,217	1,835,836	4,981,268
比 較	(△10) △1	△29,032	△2,502	△3,819	△35,353
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	896,660 千円	5,842,575 千円			
補 正 前	903,420	5,884,688			
比 較	△6,760	△42,113			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(30) 576 人	千円	2,293,355 千円	1,738,761 千円	4,032,116 千円
補 正 前	(30) 576		2,293,355	1,738,761	4,032,116
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	776,123 千円	4,808,239 千円			
補 正 前	776,123	4,808,239			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(727) 2 人	816,183 千円	4,360 千円	93,256 千円	913,799 千円
補 正 前	(737) 3	845,215	6,862	97,075	949,152
比 較	(△10) △1	△29,032	△2,502	△3,819	△35,353
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	120,537 千円	1,034,336 千円			
補 正 前	127,297	1,076,449			
比 較	△6,760	△42,113			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,198 千円	千円	83,319 千円	338 千円	34,097 千円
	補正前	45,198		83,319	739	34,097
	比 較				△401	
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,215 千円	456 千円	4,044 千円	142,410 千円	15,912 千円
	補正前	42,256	456	4,044	142,410	15,912
	比 較	△41				
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 千円	1,115 千円	617,250 千円	384,050 千円	千円
	補正前	45	1,115	620,627	384,050	
	比 較			△3,377		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	381,644 千円	千円	79,924 千円		
	補正前	381,644		79,924		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△2,502 千円	1 給与改定に伴う増減額 千円		
		2 普通昇給に伴う増減額 千円	普通昇給分	
		3 その他の増減分 △2,502 千円	退職に伴う減額 千円 新規採用に伴う増額 千円 他会計との異動等による増減額 千円 昇格等による増減額 千円 その他による増減等 △2,502 千円 給料額の削減による減額 千円	職員数の異動状況 現在に在職する職員数 補正後 578人 補正前 579人 増 減 △1人 計 578人 579人 △1人

職員手当	△3,819 千円		管 理 職 手 当	千円	
			初 任 給 調 整		
			扶 養 手 当		
			地 域 手 当	△401	会計年度任用職員による減
			住 居 手 当		
			通 勤 手 当	△41	会計年度任用職員による減
			単 身 赴 任 手 当		
			特 殊 勤 務 手 当		
			時 間 外 勤 務 手 当		
			夜 間 勤 務 手 当		
			宿 日 直 手 当		
			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
			期 末 手 当	△3,377	会計年度任用職員による減
			勤 勉 手 当		
			災 害 派 遣 手 当		
			退 職 手 当 組 合		
			負 担 金		
			退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金		
			退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金		

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 344,297	千円 1,800	千円 75,203	千円 270,894
	補 正 額		1,200		1,200
	補 正 後 の 額	344,297	3,000	75,203	272,094
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	2,031,732	112,800	210,222	1,934,310
	補 正 額		2,100		2,100
	補 正 後 の 額	2,031,732	114,900	210,222	1,936,410
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,929,818	1,056,600	1,790,274	17,196,144
	補 正 額		1,000		1,000
	補 正 後 の 額	17,929,818	1,057,600	1,790,274	17,197,144
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,475,537	1,343,300	1,929,052	14,889,785
	補 正 額		△ 15,600		△ 15,600
	補 正 後 の 額	15,475,537	1,327,700	1,929,052	14,874,185
計	補 正 前 の 額	52,195,730	3,271,902	5,224,526	50,243,106
	補 正 額		△ 11,300		△ 11,300
	補 正 後 の 額	52,195,730	3,260,602	5,224,526	50,231,806

令和 2 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 4 号)

令和 2 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,821 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,505,416 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 252,664 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		868,656	△11,861	856,795
	1 国民健康保険料	868,656	△11,861	856,795
4 国庫支出金		14,296	△1,777	12,519
	1 国庫補助金	14,296	△1,777	12,519
5 県支出金		4,943,883	△22,454	4,921,429
	1 県補助金	4,943,883	△22,454	4,921,429
7 繰入金		664,052	△3,729	660,323
	1 他会計繰入金	654,052	△23,729	630,323
	2 基金繰入金	10,000	20,000	30,000
歳入合計		6,545,237	△39,821	6,505,416

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		263,858	△ 25,351	238,507
	1 総務管理費	257,586	△ 25,351	232,235
2 保険給付費		4,627,317	△ 4,200	4,623,117
	4 出産育児諸費	8,825	△ 4,200	4,625
3 国保事業費納付金		1,412,809	△ 7,270	1,405,539
	1 医療給付費	1,058,063	△ 4,869	1,053,194
	2 後期高齢者支援金	275,758	△ 5,048	270,710
	3 介護納付金	78,988	2,647	81,635
5 保健事業費		81,422	△ 3,000	78,422
	1 特定健康診査等事業費	59,735	△ 3,000	56,735
8 諸支出金		117,561	0	117,561
	3 繰出金	94,321	0	94,321
歳出合計		6,545,237	△ 39,821	6,505,416

表 歳入歳出予算補正（直営診療施設勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		154,012	△7,000	147,012
	1 外来収入	133,254	△7,000	126,254
4 繰入金		94,321	0	94,321
	1 事業勘定繰入金	94,321	0	94,321
歳入合計		259,664	△7,000	252,664

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		194,962	0	194,962
	1 施 設 管 理 費	194,962	0	194,962
2 医 業 費		60,642	△ 7,000	53,642
	1 医 業 費	60,642	△ 7,000	53,642
歳 出 合 計		259,664	△ 7,000	252,664

歳入歳出補正予算事項別明細書 (事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	868,656	△11,861	856,795
4 国庫支出金	14,296	△1,777	12,519
5 県支出金	4,943,883	△22,454	4,921,429
7 繰入金	664,052	△3,729	660,323
歳入合計	6,545,237	△39,821	6,505,416

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	263,858	△25,351	238,507	△25,862			511
2保 険 給 付 費	4,627,317	△4,200	4,623,117			△2,800	△1,400
3国保事業費納付金	1,412,809	△7,270	1,405,539			702	△7,972
5保 健 事 業 費	81,422	△3,000	78,422				△3,000
8諸 支 出 金	117,561	0	117,561	1,631		△1,631	
歳 出 合 計	6,545,237	△39,821	6,505,416	△24,231	0	△3,729	△11,861

2 歳 入

1 国民健康保険料 (1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	868, 656	△11, 861	856, 795
1 国民健康保険料	868, 656	△11, 861	856, 795
1 一般被保険者国民健康保険料	868, 502	△11, 861	856, 641
4 国庫支出金	14, 296	△1, 777	12, 519
1 国庫補助金	14, 296	△1, 777	12, 519
1 総務費補助金	4, 444	△1, 777	2, 667
5 県支出金	4, 943, 883	△22, 454	4, 921, 429
1 県補助金	4, 943, 883	△22, 454	4, 921, 429
1 保険給付費等交付金	4, 943, 883	△22, 454	4, 921, 429
7 繰 入 金	664, 052	△3, 729	660, 323
1 他会計繰入金	654, 052	△23, 729	630, 323
1 一般会計繰入金	654, 052	△23, 729	630, 323
2 基金繰入金	10, 000	20, 000	30, 000
1 財政調整基金繰入金	10, 000	20, 000	30, 000
歳 入 合 計	6, 545, 237	△39, 821	6, 505, 416

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医 療 給 付 費 分 現 年 分	△8,569	医療給付費分現年分 △8,569
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 現 年 分	△4,129	後期高齢者支援金分現年分 △4,129
3 介 護 納 付 金 分 現 年 分	837	介護納付金分現年分 837
1 総 務 費 補 助 金	△1,777	制度改正関係事業費 △1,777
2 特 別 交 付 金	△22,454	保険給付費等交付金（特別交付金） △22,454
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金（保険料軽減分）	△6,331	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） △6,331
2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金（保険者支援分）	△3,122	保険基盤安定繰入金（保険者支援分） △3,122
4 出 産 育 児 一 時 金 等 繰 入 金	△2,800	出産育児一時金等繰入金 △2,800
5 財 政 安 定 化 支 援 事 業 繰 入 金	△10,356	財政安定化支援事業繰入金 △10,356
6 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	△1,120	福祉医療助成制度繰入金 511 直診施設運営補助繰入金 △1,631
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	20,000	財政調整基金繰入金 20,000

3 歳 出

[illegible]

1 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
12 委託料	△15,529	1 国保事務費 △25,351
18 負担金補助及び交付金	△9,822	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	4,627,317	△4,200	4,623,117			△2,800	△1,400
4 出産育児諸費	8,825	△4,200	4,625			△2,800	△1,400
1 出産育児一時金	8,820	△4,200	4,620			△2,800	△1,400

2 保険給付費 (4 出産育児諸費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
18 負担金補助及び交付金	△4,200	1 出産育児一時金 △4,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,412,809	△7,270	1,405,539			702	△7,972
1 医療給付費	1,058,063	△4,869	1,053,194			△189	△4,680
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	1,057,971	△4,869	1,053,102			△189	△4,680

3 国保事業費納付金 (1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
18 負担金補助及び交付金	△4,869	1 一般被保険者医療給付費分事業費納付金 △4,869

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	275,758	△5,048	270,710			△919	△4,129
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	275,727	△5,048	270,679			△919	△4,129

3 国保事業費納付金 (2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△5,048	1 一般被保険者後期高齢者支援金分 事業費納付金 △5,048

[illegible]

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	2,647	1 介護納付金分事業費納付金 2,647

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	81,422	△3,000	78,422				△3,000
1 特定健康診査等事業費	59,735	△3,000	56,735				△3,000
1 特定健康診査等事業費	59,735	△3,000	56,735				△3,000

5 保健事業費 （ 1 特定健康診査等事業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
12 委託料	△3,000	1 特定健康診査事業 △3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	117,561	0	117,561	1,631		△1,631	
3 繰 出 金	94,321	0	94,321	1,631		△1,631	
1 直営診療施設 勘定繰出金	94,321	0	94,321	1,631		△1,631	

8 諸支出金（3 繰出金）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	

歳入歳出補正予算事項別明細書
(直営診療施設勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	154,012	△7,000	147,012
4 繰入金	94,321	0	94,321
歳入合計	259,664	△7,000	252,664

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	194,962	0	194,962			0	
2医療費	60,642	△7,000	53,642				△7,000
歳出合計	259,664	△7,000	252,664	0	0	0	△7,000

1 診療収入 (1 外来収入)

26

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 分	△1,100	現 年 分 △1,100
1 現 年 分	△800	現 年 分 △800
1 現 年 分	△4,000	現 年 分 △4,000
1 現 年 分	△1,100	現 年 分 △1,100
1 事 業 勘 定 繰 入 金	0	へき地直営診療施設交付金分 1,631 運営補助金 △1,631

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	194,962	0	194,962				
1 施設管理費	194,962	0	194,962				
1 一般管理費	194,962	0	194,962				

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	60,642	△7,000	53,642				△7,000
1 医 業 費	60,642	△7,000	53,642				△7,000
1 医薬品衛生材料費	51,979	△7,000	44,979				△7,000

2 医 業 費 (1 医 業 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△7,000	1 医薬品衛生材料費 △7,000

令和 2 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,846 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		32,488	△13,400	19,088
	1 事業収入	32,488	△13,400	19,088
3 繰入金		106	11,400	11,506
	1 基金繰入金	106	11,400	11,506
歳入合計		33,846	△2,000	31,846

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐 車 場 費		15,841	△ 2,000	13,841
	1 総 務 管 理 費	15,841	△ 2,000	13,841
2 公 債 費		18,005	0	18,005
	1 公 債 費	18,005	0	18,005
歳 出 合 計		33,846	△ 2,000	31,846

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	32,488	△13,400	19,088
3 繰入金	106	11,400	11,506
歳入合計	33,846	△2,000	31,846

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1駐 車 場 費	15,841	△2,000	13,841			△2,000	
2公 債 費	18,005	0	18,005			0	
歳 出 合 計	33,846	△2,000	31,846	0	0	△2,000	0

1 事業収入 (1 事業収入)

6

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 駐 車 場 使 用 料	△1,400	駐車場使用料 △1,400
1 駐 車 場 納 付 金	△12,000	指定管理者納付金 △12,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	11,400	財政調整基金繰入金 11,400

3 歳 出

[illegible]

1 駐車場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△2,000	1 道分山立体駐車場管理運営費 △2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	18,005	0	18,005				
1 公 債 費	18,005	0	18,005				
1 元 金	17,509	0	17,509				

2 公 債 費 （ 1 公 債 費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

令和 2 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,016 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,202 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		81,927	1,000	82,927
	1 使用料	81,877	1,000	82,877
4 繰入金		397,871	△6,114	391,757
	1 一般会計繰入金	397,871	△6,114	391,757
5 繰越金		1	140	141
	1 繰越金	1	140	141
6 諸収入		44,299	958	45,257
	1 受託事業収入	44,298	△144	44,154
	2 雑入	1	1,102	1,103
7 市債		183,300	△5,000	178,300
	1 市債	183,300	△5,000	178,300
歳入合計		710,218	△9,016	701,202

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 業 集 落 排 水 費		245,814	△7,716	238,098
	1 総 務 管 理 費	235,814	△7,716	228,098
2 公 債 費		464,404	△1,300	463,104
	1 公 債 費	464,404	△1,300	463,104
歳 出 合 計		710,218	△9,016	701,202

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
	千円	千円
農 業 集 落 排 水 事 業	183,300	178,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	81,927	1,000	82,927
4 繰入金	397,871	△6,114	391,757
5 繰越金	1	140	141
6 諸収入	44,299	958	45,257
7 市債	183,300	△5,000	178,300
歳入合計	710,218	△9,016	701,202

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	245,814	△7,716	238,098		△5,000	△4,958	2,242
2公 債 費	464,404	△1,300	463,104			△1,300	
歳 出 合 計	710,218	△9,016	701,202	0	△5,000	△6,258	2,242

2 歳 入

2 使用料及び手数料 (1 使 用 料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料	81,927	1,000	82,927
1 使 用 料	81,877	1,000	82,877
1 農業集落排水事業使用料	81,877	1,000	82,877
4 繰 入 金	397,871	△6,114	391,757
1 一般会計繰入金	397,871	△6,114	391,757
1 一般会計繰入金	397,871	△6,114	391,757
5 繰 越 金	1	140	141
1 繰 越 金	1	140	141
1 繰 越 金	1	140	141
6 諸 収 入	44,299	958	45,257
1 受託事業収入	44,298	△144	44,154
1 農業集落排水費受託事業収入	44,298	△144	44,154
2 雑 入	1	1,102	1,103
1 雑 入	1	1,102	1,103
7 市 債	183,300	△5,000	178,300
1 市 債	183,300	△5,000	178,300
1 農業集落排水事業債	183,300	△5,000	178,300
歳 入 合 計	710,218	△9,016	701,202

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 農 業 集 落 排 水 事 業 使 用 料	1, 000	農業集落排水施設使用料 1, 000
1 一 般 会 計 繰 入 金	△6, 114	一般会計繰入金 △6, 114
1 前 年 度 繰 越 金	140	前年度繰越金 140
1 農 業 集 落 排 水 建 設 費 受 託 事 業 収 入	△144	浜田八重可部線移転補償事業費 △144
1 雑 入	1, 102	建物総合損害共済災害共済金 1, 102
1 農 業 集 落 排 水 事 業 債	△5, 000	農業集落排水整備事業費 △5, 000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	245,814	△7,716	238,098		△5,000	△4,958	2,242
1 総務管理費	235,814	△7,716	228,098		△5,000	△4,958	2,242
1 一般管理費	66,148	△4,100	62,048		△1,500	△2,740	140
2 施設維持管理費	169,666	△3,616	166,050		△3,500	△2,218	2,102

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
12 委託料	△1,500	1 農業集落排水事務費 △2,600
26 公課費	△2,600	2 公営企業会計適用事業 △1,500
12 委託料	△1,382	1 施設維持管理費 △3,616
14 工事請負費	△2,234	

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	△1,300	1 長期債利子 △1,300

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	192,342	14,700	86,126	120,916
	補 正 額		△ 1,700		△ 1,700
	補 正 後 の 額	192,342	13,000	86,126	119,216
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	3,485,726	168,600	325,441	3,328,885
	補 正 額		△ 3,300		△ 3,300
	補 正 後 の 額	3,485,726	165,300	325,441	3,325,585
計	補 正 前 の 額	3,679,841	183,300	412,039	3,451,102
	補 正 額		△ 5,000		△ 5,000
	補 正 後 の 額	3,679,841	178,300	412,039	3,446,102

令和 2 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,114 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 953,155 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		640,673	△7,203	633,470
	1 後期高齢者医療保険料	640,673	△7,203	633,470
3 繰入金		267,513	△2,576	264,937
	1 一般会計繰入金	267,513	△2,576	264,937
4 繰越金		1	16,893	16,894
	1 繰越金	1	16,893	16,894
歳入合計		946,041	7,114	953,155

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納 付金	1 後期高齢者医療広域連合負 担金	884,822	7,114	891,936
歳 出 合 計		946,041	7,114	953,155

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	640,673	△7,203	633,470
3 繰入金	267,513	△2,576	264,937
4 繰越金	1	16,893	16,894
歳入合計	946,041	7,114	953,155

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	884,822	7,114	891,936			△2,576	9,690
歳 出 合 計	946,041	7,114	953,155	0	0	△2,576	9,690

1 後期高齢者医療保険料 (1 後期高齢者医療保険料)

6

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収保険料	△19,202	現年度分特別徴収保険料 △19,202
1 現年度分普通徴収保険料	11,999	現年度分普通徴収保険料 11,999
1 保険基盤安定繰入金	△2,576	保険基盤安定繰入金 △2,576
1 繰越金	16,893	繰越金 16,893

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	884,822	7,114	891,936			△2,576	9,690
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	884,822	7,114	891,936			△2,576	9,690
1 保険料等負担 金	884,822	7,114	891,936			△2,576	9,690

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	7,114	1 保険料等負担金 7,114

令和 2 年 度

浜 田 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算
(第 2 号)

目 次

令和2年度 浜田市水道事業会計補正予算（第2号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和2年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	3
令和2年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	4
令和2年度 浜田市水道事業予定損益計算書	6
令和2年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	7
令和2年度 個別注記	8

その他の書類

令和2年度 収益的収入及び支出明細書	10
令和2年度 資本的収入及び支出明細書	10

令和2年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度浜田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 収 益	2,102,869	△ 348	2,102,521
第2項	営 業 外 収 益	790,463	1,652	792,115
第3項	特 別 利 益	4,140	△ 2,000	2,140

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	2,039,621	13,928	2,053,549
第1項	営 業 費 用	1,743,914	13,959	1,757,873
第2項	営 業 外 費 用	255,211	△ 31	255,180

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額661,111千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額83,452千円、当年度分損益勘定留保資金551,418千円、未処分利益剰余金26,241千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	1,132,367	△ 65,118	1,067,249
第1項	国 庫 補 助 金	145,833	△ 10,000	135,833
第4項	企 業 債	434,100	△ 55,000	379,100
第5項	固定資産売却代金	173	△ 118	55

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	1,793,360	△ 65,000	1,728,360
第1項	建 設 改 良 費	1,018,978	△ 65,000	953,978

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正予定額)	(予定限度額)
	千 円	千 円	千 円
浜 田 市 重 要 給 水 施 設 配 水 管 耐 震 事 業	187, 500	△ 30, 000	157, 500
配 水 管 等 改 良 事 業	80, 000	△ 25, 000	55, 000

令和3年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和2年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			2,102,869	△ 348	2,102,521
	(2) 営業外収益		790,463	1,652	792,115
		3 長期前受金戻入	444,901	1,652	446,553
	(3) 特別利益		4,140	△ 2,000	2,140
		1 固定資産売却益	4,139	△ 2,000	2,139

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			2,039,621	13,928	2,053,549
	(1) 営業費用		1,743,914	13,959	1,757,873
		6 減価償却費	927,816	13,959	941,775
	(2) 営業外費用		255,211	△ 31	255,180
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	142,201	△ 31	142,170

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			1,132,367	△ 65,118	1,067,249
	(1) 国庫補助金		145,833	△ 10,000	135,833
		1 国庫補助金	145,833	△ 10,000	135,833
	(4) 企業債		434,100	△ 55,000	379,100
		1 企業債	434,100	△ 55,000	379,100
	(5) 固定資産 売却代金		173	△ 118	55
		1 固定資産 売却代金	173	△ 118	55

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,793,360	△ 65,000	1,728,360
	(1) 建設改良費		1,018,978	△ 65,000	953,978
		3 配水施設費	985,732	△ 65,000	920,732

令和2年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		520,549	
ロ 建物	1,367,118		
減価償却累計額	△ 684,412	682,706	
ハ 構築物	34,521,179		
減価償却累計額	△ 15,891,247	18,629,932	
ニ 機械及び装置	7,941,704		
減価償却累計額	△ 6,106,384	1,835,320	
ホ 車両運搬具	14,817		
減価償却累計額	△ 11,176	3,641	
ヘ 工具器具及び備品	55,649		
減価償却累計額	△ 37,187	18,462	
ト 建設仮勘定		105,809	
有形固定資産合計			21,796,419

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		83,473	
無形固定資産合計			83,473

固定資産合計 21,879,892

2 流動資産

(1) 現金預金		1,051,916	
(2) 未収金	263,284		
貸倒引当金	△ 756	262,528	
(3) 貯蔵品		5,663	

流動資産合計 1,320,107

資産合計 23,199,999

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,672,576		
企業債合計		7,672,576	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	88,593		
ロ 修繕引当金	30,573		
引当金合計		119,166	
固定負債合計			7,791,742

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	780,552		
企業債合計		780,552	
(2) 未払金		270,945	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	15,888		
引当金合計		15,888	
(4) その他流動負債		1,370	
流動負債合計			1,068,755

5 繰延収益

(1) 長期前受金		14,808,259	
長期前受金収益化累計額		△ 7,561,734	
繰延収益合計			7,246,525
負債合計			16,107,022

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金		4,852,606	
資本金合計			4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,744		
ロ 他会計補助金	8,911		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,011,524		
利益剰余金合計		2,011,524	
剰余金合計			2,240,371
資本合計			7,092,977
負債資本合計			23,199,999

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和2年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,148,637		
(2) 受託工事収益	91		
(3) その他営業収益	42,894	1,191,622	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	192,578		
(2) 配水及び給水費	353,497		
(3) 受託工事費	147		
(4) 業務費	81,696		
(5) 総係費	116,983		
(6) 減価償却費	941,775		
(7) 資産減耗費	20,200		
(8) その他営業費用	60	1,706,936	
営業損失			△ 515,314
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	21		
(2) 他会計補助金	344,373		
(3) 長期前受金戻入	446,553		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	3		
(5) 雑収益	1,155	792,105	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	142,170		
(2) 雑支出	38,010	180,180	611,925
経常利益			96,611
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	2,139		
(2) 過年度損益修正益	1	2,140	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,729		
(2) その他特別損失	36,396	39,125	
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	△ 37,985
当年度純利益			58,626
前年度繰越利益剰余金			1,952,898
当年度未処分利益剰余金			2,011,524

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が515,314千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、68,761千円の赤字となります。

令和2年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益（△は損失）	58,626
	減価償却費	941,775
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	176
	退職給付引当金の増減額（△は減少）	8,736
	修繕引当金の増減額（△は減少）	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額（△は減少）	75
	長期前受金戻入額	△ 446,553
	資産減耗費	20,000
	受取利息及び配当金（△）	△ 21
	支払利息	142,170
	固定資産売却益（△）	△ 2,139
	その他特別損失	36,396
	過年度損益修正益（△）	△ 1
	未収金の減少（△は増加）	△ 23,914
	貯蔵品の減少（△は増加）	△ 500
	未払金の増加（△は減少）	8,566
	小 計	738,392
	受取利息及び配当金の受取額	21
	利息の支払額	△ 142,170
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	596,243
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出（△）	△ 840,609
	固定資産売却収入	2,194
	工事負担金等収入	174,716
	国庫補助金の収入	135,833
	他会計補助金収入	321,745
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 206,121
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	379,100
	建設改良企業債の償還等による支出（△）	△ 774,382
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 395,282
資金増加額（△は減少額） (A+B+C)		△ 5,160
資金期首残高		1,057,076
資金期末残高		1,051,916

令和2年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は3,274,616千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金580千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金15,770千円を取り崩す。

令和2年度 収益的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		2,102,869	△ 348	2,102,521		
(2) 営業外収益		790,463	1,652	792,115		
	3 長期前受金戻入	444,901	1,652	446,553		
					国 県 補 助 金	1,067
					他 会 計 補 助 金	△ 6
					工 事 負 担 金	749
					受 贈 財 産 評 価 額	△ 158
(3) 特別利益		4,140	△ 2,000	2,140		
	1 固定資産売却益	4,139	△ 2,000	2,139		
					固 定 資 産 売 却 益	△ 2,000

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		2,039,621	13,928	2,053,549		
(1) 営業費用		1,743,914	13,959	1,757,873		
	6 減価償却費	927,816	13,959	941,775		
					有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	13,959
(2) 営業外費用		255,211	△ 31	255,180		
	1 支払利息及び 企業債取扱諸費	142,201	△ 31	142,170		
					企 業 債 償 還 利 息	△ 31

令和2年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入		1,132,367	△ 65,118	1,067,249		
(1) 国庫補助金		145,833	△ 10,000	135,833		
	1 国庫補助金	145,833	△ 10,000	135,833		
					国 庫 補 助 金	△ 10,000
(4) 企業債		434,100	△ 55,000	379,100		
	1 企業債	434,100	△ 55,000	379,100		
					企 業 債	△ 55,000
(5) 固定資産 売却代金		173	△ 118	55		
	1 固定資産 売却代金	173	△ 118	55		
					固 定 資 産 売 却 代 金	△ 118

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出		1,793,360	△ 65,000	1,728,360		
(1) 建設改良費		1,018,978	△ 65,000	953,978		
	3 配水施設費	985,732	△ 65,000	920,732		
					工 事 請 負 費	△ 65,000

令和 2 年 度

浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

目 次

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	1
-----------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	3
-------------------------------	---

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	4
--------------------------------------	---

その他の書類

令和2年度 収益的収入及び支出明細書	5
--------------------------	---

令和2年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中「営業外費用中企業債利息50,807千円の財源に充てるため、企業債27,100千円を借り入れる。」を「営業費用中営企業会計適用事業に要する経費4,598千円、営業外費用中企業債利息49,801千円の各財源に充てるため、企業債31,600千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	523,856	△ 6,756	517,100
第2項	営 業 外 収 益	420,956	△ 6,756	414,200

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	524,999	△ 7,132	517,867
第1項	営 業 費 用	451,459	△ 4,126	447,333
第2項	営 業 外 費 用	63,200	△ 3,006	60,194

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額207,711千円は、当年度分損益勘定留保資金207,711千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	483,031	△ 31,600	451,431
第2項	企 業 債	239,200	△ 31,600	207,600

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「295,477千円」を「287,254千円」に改める。

令和3年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和2年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			523,856	△ 6,756	517,100
	(1) 営業収益		102,900	0	102,900
	(2) 営業外収益		420,956	△ 6,756	414,200
		2 他会計補助金	295,477	△ 8,223	287,254
		4 雑収益	1	1,467	1,468

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			524,999	△ 7,132	517,867
	(1) 営業費用		451,459	△ 4,126	447,333
		4 業務費	15,964	△ 4,126	11,838
	(2) 営業外費用		63,200	△ 3,006	60,194
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	53,301	△ 3,006	50,295
	(3) 特別損失		10,040	0	10,040
	(4) 予備費		300	0	300

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			483,031	△ 31,600	451,431
	(1) 国庫補助金		121,500	0	121,500
	(2) 企業債		239,200	△ 31,600	207,600
		1 企業債	239,200	△ 31,600	207,600
	(3) 他会計出資金		122,331	0	122,331

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			659,142	0	659,142
	(1) 建設改良費		282,004	0	282,004
	(2) 企業債償還金		377,138	0	377,138

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	92,653		
(2) その他営業収益	<u>977</u>	93,630	
2 営業費用			
(1) 管渠費	13,693		
(2) ポンプ場費	5,775		
(3) 処理場費	83,090		
(4) 業務費	11,479		
(5) 総係費	22,019		
(6) 減価償却費	292,992		
(7) 資産減耗費	<u>8,178</u>	<u>437,226</u>	
営業損失			△ 343,596
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	287,254		
(3) 長期前受金戻入	125,477		
(4) 雑収益	<u>1,468</u>	414,200	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	50,295		
(2) 雑支出	<u>9,899</u>	<u>60,194</u>	<u>354,006</u>
経常利益			10,410
5 特別利益		0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	48		
(2) その他特別損失	<u>9,988</u>	10,036	
7 予備費			
(1) 予備費	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>△ 10,336</u>
当年度純利益			74
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>74</u></u>

＜参考＞

営業費用総係費の公営企業会計適用事業に要する経費4,598千円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費50,295千円のうち、31,600千円は企業債(公営企業会計適用債4,500千円、資本費平準化債27,100千円)で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が343,596千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、218,119千円の赤字となります。

令和2年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		74
減価償却費		292, 992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		23
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		621
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		2, 738
長期前受金戻入額		△ 125, 477
資産減耗費		8, 178
受取利息及び配当金 (△)		△ 1
支払利息		50, 295
未収金の減少 (△は増加)		△ 1, 150
未払金の増加 (△は減少)		△ 7, 457
その他固定負債の増加 (△は減少)		450
小	計	221, 286
受取利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		△ 50, 295
業務活動によるキャッシュ・フロー	(A)	170, 992
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得・建設改良による支出 (△)		△ 270, 562
国庫補助金収入		112, 591
投資活動によるキャッシュ・フロー	(B)	△ 157, 971
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		239, 200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)		△ 377, 138
他会計からの出資による収入		122, 331
一時借入金の借入による収入		290, 000
一時借入金の返済による支出 (△)		△ 290, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー	(C)	△ 15, 607
資金増加額 (△は減少額)	(A+B+C)	△ 2, 586
資金期首残高		2, 712
資金期末残高		126

令和2年度 収益的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 下水道事業収益	523,856	△ 6,756	517,100		
(1) 営業収益	102,900	0	102,900		
(2) 営業外収益	420,956	△ 6,756	414,200		
2 他会計補助金	295,477	△ 8,223	287,254		
				他 会 計 補 助 金	△ 8,223
4 雑収益	1	1,467	1,468		
				そ の 他 雑 収 益	1,467

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 下水道事業費用	524,999	△ 7,132	517,867		
(1) 営業費用	451,459	△ 4,126	447,333		
4 業務費	15,964	△ 4,126	11,838		
				委 託 料	△ 4,126
(2) 営業外費用	63,200	△ 3,006	60,194		
1 支払利息及び企業債取扱諸費	53,301	△ 3,006	50,295		
				企 業 債 利 息	△ 1,006
				一 時 借 入 金 利 息	△ 2,000
(3) 特別損失	10,040	0	10,040		
(4) 予備費	300	0	300		

令和2年度 資本的収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資本的収入	483,031	△ 31,600	451,431		
(1) 国県補助金	121,500	0	121,500		
(2) 企業債	239,200	△ 31,600	207,600		
1 企業債	239,200	△ 31,600	207,600		
				企 業 債	△ 31,600
(3) 他会計出資金	122,331	0	122,331		

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資本的支出	659,142	0	659,142		
(1) 建設改良費	282,004	0	282,004		
(2) 企業債償還金	377,138	0	377,138		

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	森 下 孝 生
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	中 川 伸 二
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	渡 邊 敏 明
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 羽 野 瑞 枝 (令和 3 年 6 月 30 日まで)
 檜 谷 朝 子 (令和 3 年 6 月 30 日まで)
 渡 部 恵 子 (令和 3 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条